

第2次嘉麻市環境基本計画

(嘉麻市地球温暖化対策実行計画 区域施策編)

豊かな自然と共生する
遠賀川源流の心やすらぐまち



2021（令和3）年3月 策定

2026（令和8）年3月 見直し

嘉 麻 市

はじめに



私たちが住む嘉麻市は、豊かな自然、澄んだ空気に恵まれるとともに、歴史に育まれた魅力溢れるまちです。

一方、人口の減少や少子高齢化等により本市を取り巻く社会状況は日々変化しています。また、地球温暖化の影響とも考えられる異常気象や集中豪雨などによる甚大な被害が全国的に発生する中で、本市においても豪雨等による災害が多発し、その影響は身近なものになっています。

このような中、本市では、次世代によりよい環境を残すため、2011（平成23）年3月に「嘉麻市環境基本計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、環境保全の取組を進めてきました。

この度、第1次計画の計画期間が満了することに加え、省エネルギーや自然エネルギーへの急速な関心の高まりといった社会情勢の変化や、新たな課題に対応するため、「第2次嘉麻市環境基本計画」を策定いたしました。

本計画の推進のためには、市民や事業者の皆様との連携、協働した取組が重要となりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画策定にあたりまして、熱心にご審議を賜りました嘉麻市環境審議会委員の皆様、アンケート調査等により貴重なご意見を賜りました市民や事業者の皆様に対しまして深く感謝申し上げます。

2021（令和3）年3月

嘉麻市長 赤間幸弘

目次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	2
2 計画の位置付け.....	3
3 計画期間と目標年度.....	4
4 計画の対象範囲.....	4
第2章 嘉麻市の地域特性.....	5
1 自然環境.....	6
2 人口・人口構造.....	8
3 産業.....	9
4 地球温暖化.....	10
第3章 嘉麻市の目指す環境像.....	11
1 嘉麻市の目指す環境像.....	12
2 SDGs とは.....	13
3 環境像を実現するための施策体系.....	14
第4章 環境像の実現に向けた取組.....	17
基本目標1 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり.....	18
基本目標2 自然と共生するまち.....	26
基本目標3 快適な生活が営めるまち.....	35
基本目標4 脱炭素を実現するまち・資源が循環するまち (嘉麻市地球温暖化対策実行計画 区域施策編).....	46
第5章 重点施策.....	63
1 背景・目的.....	64
2 重点施策.....	65
第6章 事業別環境配慮指針.....	69
1 事業別環境配慮指針とは.....	70
2 共通事項.....	71
3 個別事項.....	72
第7章 計画の推進.....	75
1 計画の推進体制.....	76
2 計画の進捗管理.....	77
3 指標及び目標.....	78

資料編	83
資料 1 嘉麻市環境基本計画改定経緯	84
資料 2 嘉麻市環境基本条例	86
資料 3 嘉麻市環境美化条例	91
資料 4 嘉麻市自然環境保全条例	95

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

国は、多様化・複雑化する環境問題に対し、1993（平成5）年11月に「環境基本法」を制定し、1994（平成6）年12月に環境基本法第15条に基づく環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、「環境基本計画」を策定しました。この環境基本計画は5年ごとに見直しが行われ、2024（令和6）年5月に「第六次環境基本計画」が策定されました。

「第六次環境基本計画」では、『環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現できる循環共生型社会^{*1}の構築』を目標に掲げており、気候変動^{*2}、生物多様性^{*3}の損失や環境汚染など、現在進行形の環境危機に対応するためには、2030（令和12）年頃までを「勝負の10年」として、この間に行う対策がこれから数千年先まで影響を持つ可能性が高いことを示しています。

また、深刻化する気候変動の影響による被害を回避・軽減するため、2018（平成30）年6月には「気候変動適応法^{*4}」が公布され、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「気候変動適応計画^{*5}」が策定されました。2023（令和5）年4月には、熱中症対策を強化するために法改正され、「気候変動適応計画」は、「熱中症対策実行計画^{*6}」の基本的事項を定める等の一部が変更されました。

嘉麻市（以下「本市」という。）では、河川の水質汚濁、生物多様性の危機、ごみ問題、地球温暖化など環境に関する問題を解決し、次世代によりよい環境を残すため、2011（平成23）年3月に「嘉麻市環境基本計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、環境保全の取組を進めてきました。

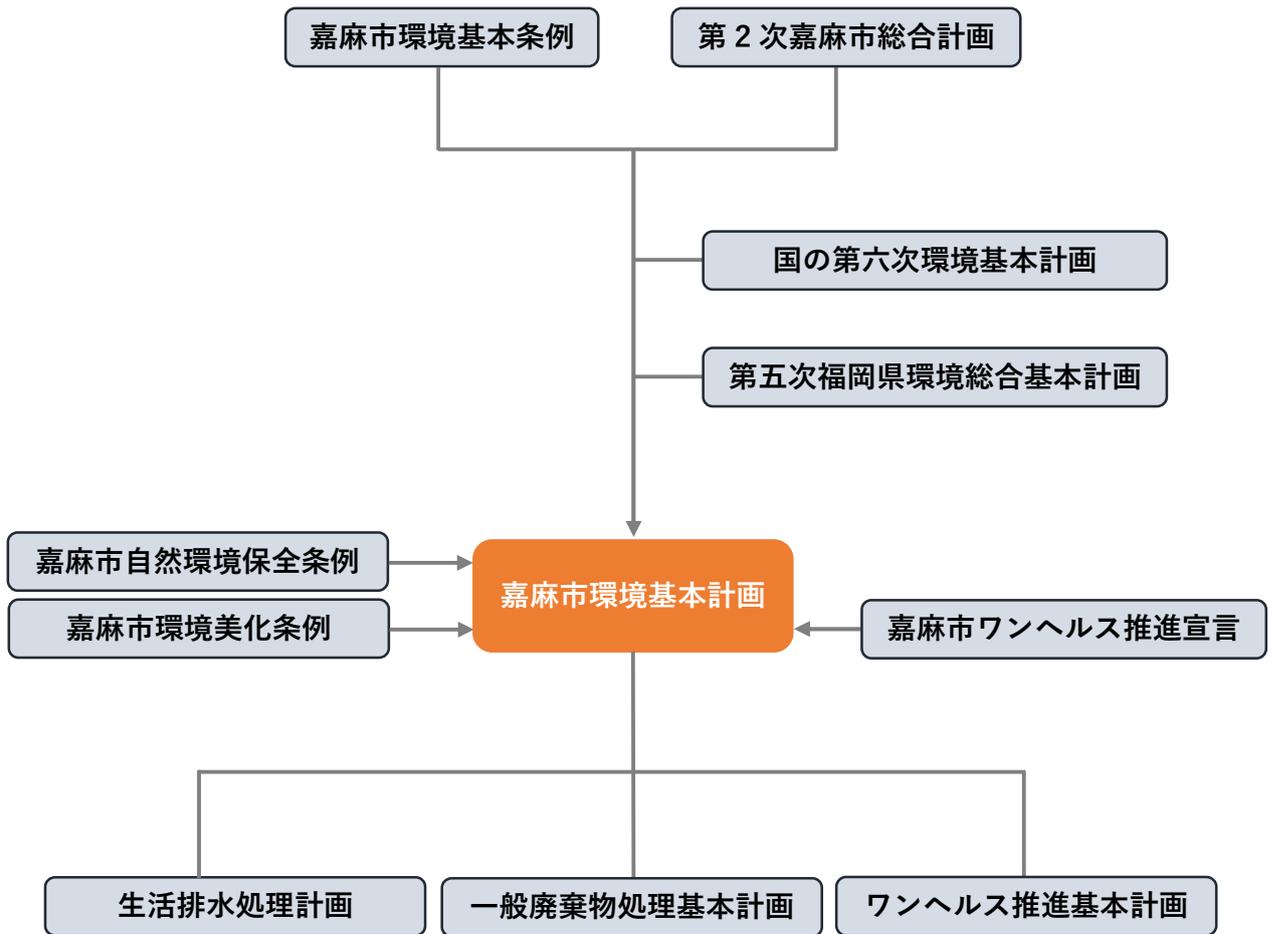
第1次計画期間において、人口減少や高齢化等によって本市を取り巻く社会状況は変化しました。また、全国的に記録的な猛暑や集中豪雨をはじめとする異常気象が頻発し、本市でも斜面崩壊等が発生するなど、地球温暖化による気候変動の影響が身近なものになっています。その他にも、海や川に捨てられたプラスチックごみが紫外線や波浪等によって分解され、川や海に住む生き物をはじめとする生態系^{*7}に悪影響を与える「マイクロプラスチック問題^{*8}」等、新たな環境問題も顕在化してきています。

このような背景を踏まえ、著しく変化を見せる環境問題に対応するとともに、近年の本市を取り巻く情勢や地域特性に応じた取組をこれまで以上に総合的かつ計画的に進めるため、「第2次嘉麻市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

-
- *1 **循環共生型社会**：環境・経済・社会の調和を目指し、地域資源を活かしながら持続可能な暮らしを実現する社会
 - *2 **気候変動**：地球規模で気温や降水量などの気象パターンが長期的に変化する現象
 - *3 **生物多様性**：地球上の生物の多様性やそれに関連する生態系の豊かさを指す概念
 - *4 **気候変動適応法**：気候変動の影響による被害を回避・軽減（適応）するため、国、地方公共団体、事業者及び国民が相互連携・協働の下、一丸となって適応策を推進することを目的とした法律
 - *5 **気候変動適応計画**：気候変動による影響に備え、国民の生命・健康・財産を守るために政府が策定した総合的な対策計画
 - *6 **熱中症対策実行計画**：2030年までに熱中症による死亡者数を半減することを目指し、政府が総合的かつ計画的に対策を推進するために策定した国家的な行動計画
 - *7 **生態系**：ある地域に生息する生物群集（同じ場所で生息しているいろいろな種の個体群）とそれを取り巻く無機的環境（気象・土壌・地形・光・温度・大気など）をあわせたひとつのまとまり
 - *8 **マイクロプラスチック問題**：ポイ捨てされたプラスチック等が川や海を流れる間に小さくなり、海の生物に影響を与える問題

2 計画の位置付け

本計画は、環境基本法第36条及び嘉麻市環境基本条例第8条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、本市の環境に関する関連計画の最上位に位置付けられます。また、本計画の地球温暖化対策及び循環型社会の構築に関する部分は「嘉麻市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に規定される地方公共団体実行計画に位置付けます。



■計画の位置付け

3 計画期間と目標年度

本計画の期間は、2021（令和3）年度からの10年間とし、目標年度は、2030（令和12）年度とします。また、2025（令和7）年度を中間見直し年度とし、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化、科学技術の進展などを踏まえ、計画内容の見直しを行いました。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
第2次 環境基本計画	→				中間 見直し 年度	→				
地球温暖化対策 実行計画 (区域施策編)	→					→				

4 計画の対象範囲

本計画の対象地域は、本市の行政区域全域とし、対象主体は、市民・事業者・市とします。また、本計画で取り組む環境要素の範囲は、地球環境、自然環境、生活環境、人づくりなど幅広く捉えます。



■環境要素の範囲

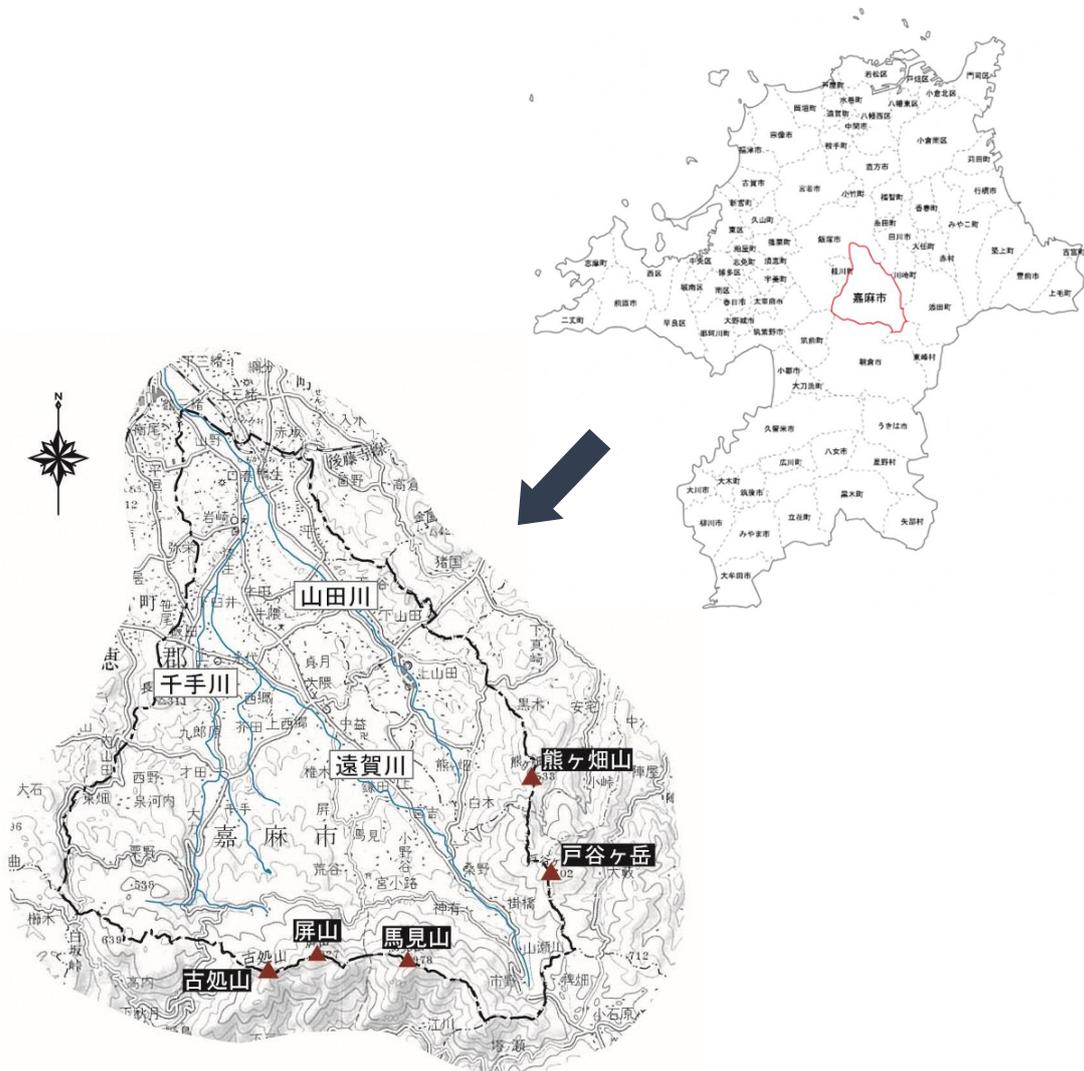
第2章 嘉麻市の地域特性

1 自然環境

●福岡県のほぼ中央に位置

本市は、面積 135.11km²で福岡県のほぼ中央に位置し、北は飯塚市に、東は田川市、川崎町、添田町に、西は桂川町に、南は朝倉市、東峰村にそれぞれ接しています。

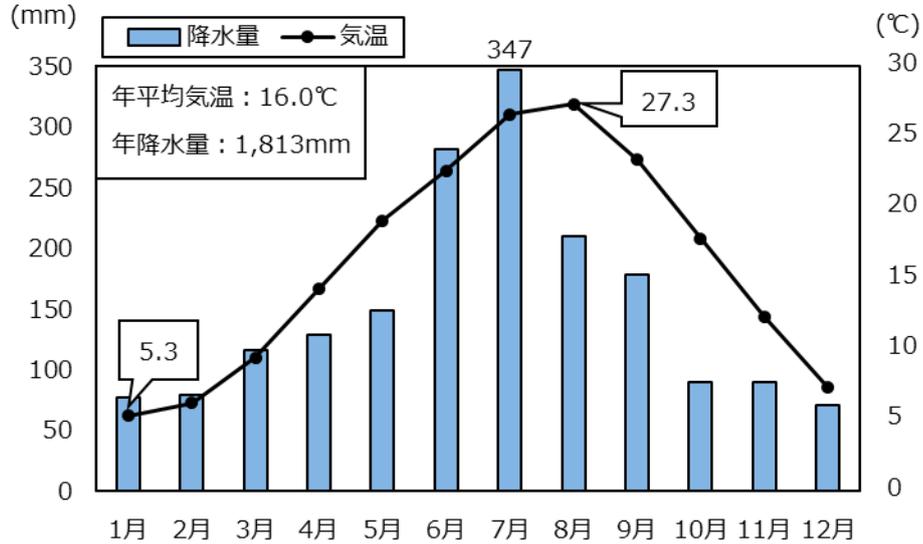
市の南部は古処・屏・馬見連峰、南東部は戸谷ヶ岳、熊ヶ畑山などの山林となっており、そこを水源とする遠賀川のほか、遠賀川に合流する山田川、屏川、芥田川、千手川等の河川が流れ、市の北部及び北西部に流域平野を形成しています。



■嘉麻市の地勢

● 比較的温暖多雨な気候

年平均気温は 16.0℃、年降水量は 1,813mm と比較的温暖多雨な気候です。月毎の平年値を見ると、最暖月平均気温は 27.3℃（8月）、最寒月平均気温は 5.3℃（1月）、最も降水量が多いのは7月で 347mm となっています。

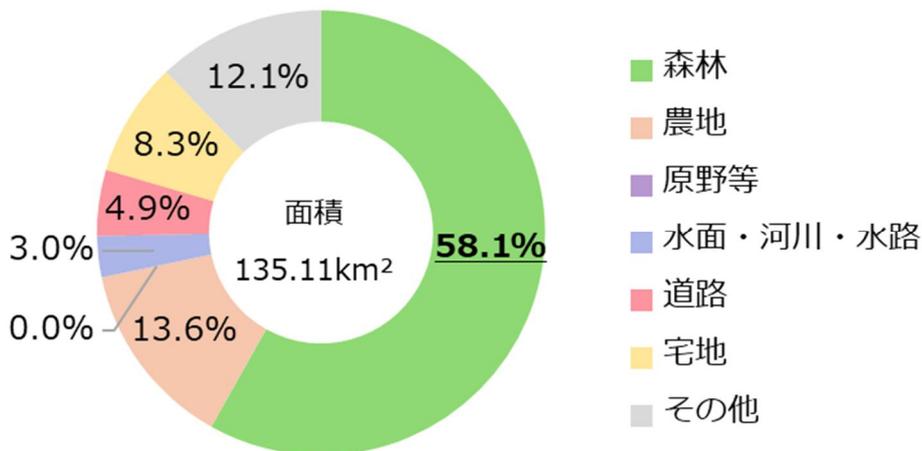


出典：気象観測データ（気象庁）をもとに作成

■ 飯塚特別地域気象観測所における月毎の平均気温及び降水量
（1991年～2020年の平均値）

● 市全体の約 58% を占める森林

本市は、森林が市全体の 58.1% を占めており、古処山・屏山・馬見山一帯が県立自然公園に指定されています。また、森林だけでなく農村や遠賀川をはじめとする河川など、豊かな自然に恵まれており、多くの動植物が生息・生育しています。



出典：令和6年度土地利用動向調査（福岡県）をもとに作成

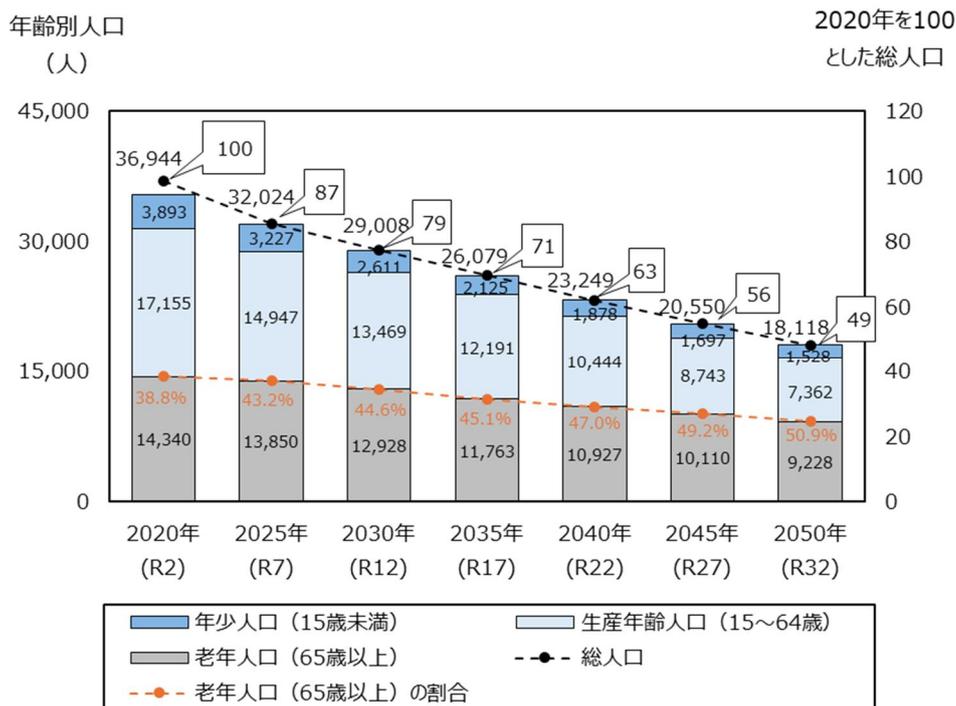
■ 利用区分別土地利用割合（2023年度）

2 人口・人口構造

●人口減少と老年人口割合の増加

本市の人口は 1985（昭和 60）年度以降減少傾向にあり、今後も減少すると推測されています。

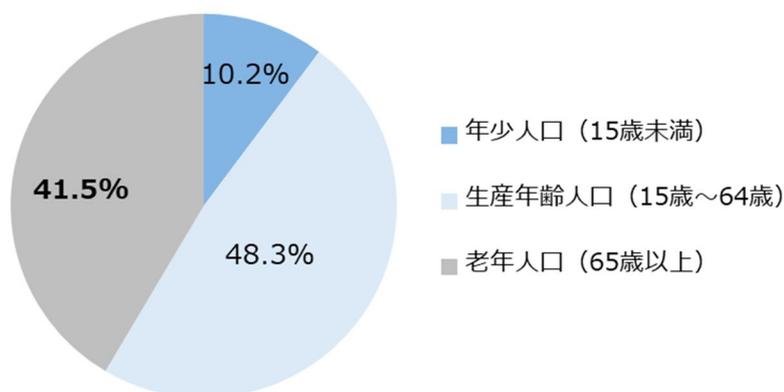
人口構造は 2024（令和 6）年度において、老年人口（65 歳以上）が 41.5%、年少人口（15 歳未満）が 10.2%となっており、老年人口の割合が高くなっています。また、2050（令和 32）年には、全体の約半数を 65 歳以上が占めると推測されています。



※令和 2 年の年齢別人口は年齢不詳を除くため、総人口と一致しない。

出典：令和 2 年は国勢調査、その他は年齢階級別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）をもとに作成

■将来推計人口



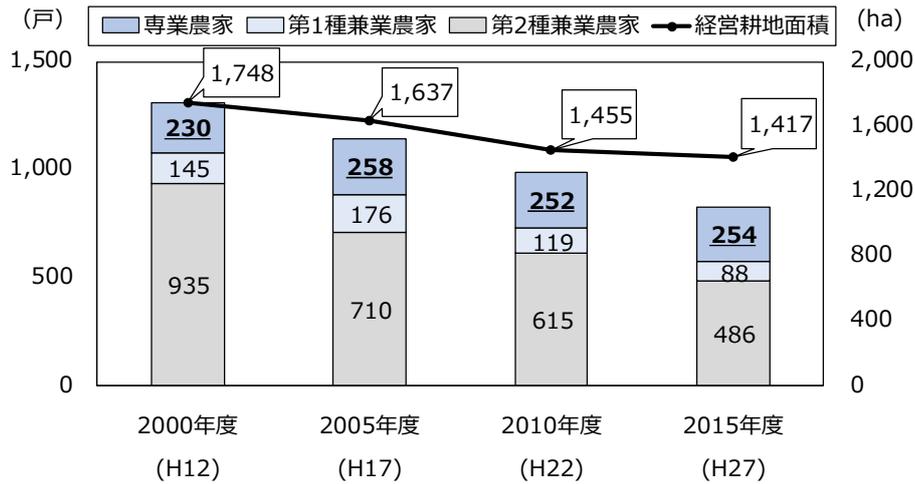
出典：嘉麻市統計書（令和 7 年 4 月改訂版）をもとに作成

■人口構造（2024 年 12 月 31 日時点）

3 産業

● 専業農家の増加、農家の高齢化

2015（平成27）年度において、専業農家は254戸、兼業農家は574戸です。農家数、経営耕地面積はいずれも減少傾向にあります。2015（平成27）年度の農業就業人口は、60歳以上が全体の約77%を占めており、後継者不足による耕作放棄地の増加が懸念されます。



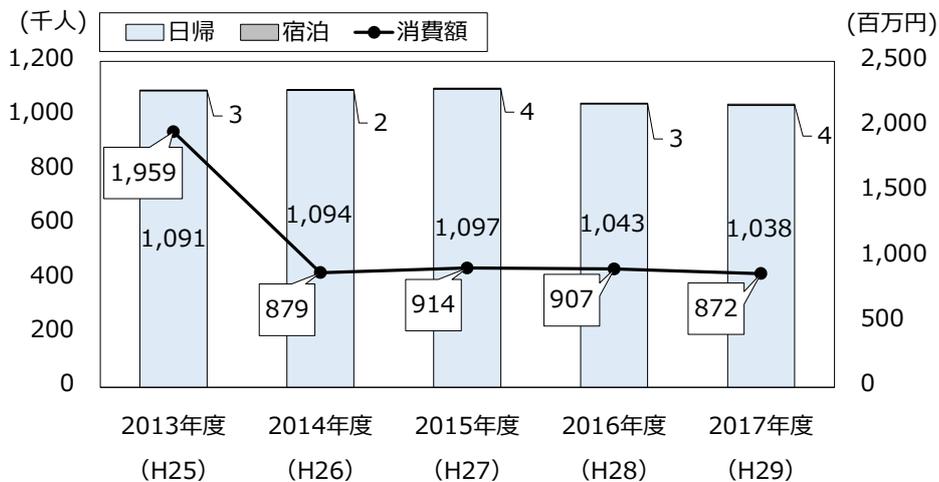
出典：農林業センサスをもとに作成

※農林業センサスの2020年調査において、福岡県の「Ⅲ販売農家 2専兼業別農家数」のデータが公表されていないため、令和7年度の見直しでは図を更新していません。

■ 農家数及び経営耕地面積の推移

● 観光入込客数と消費額の減少

日帰観光客数及び消費額は減少傾向にあります。特に、2013（平成25）年度から2014（平成26）年度にかけて、消費額が大幅に減少しています。



出典：福岡県観光入込客調査をもとに作成

※福岡県観光入込客調査が終了したため、令和7年度の見直しでは図を更新していません。

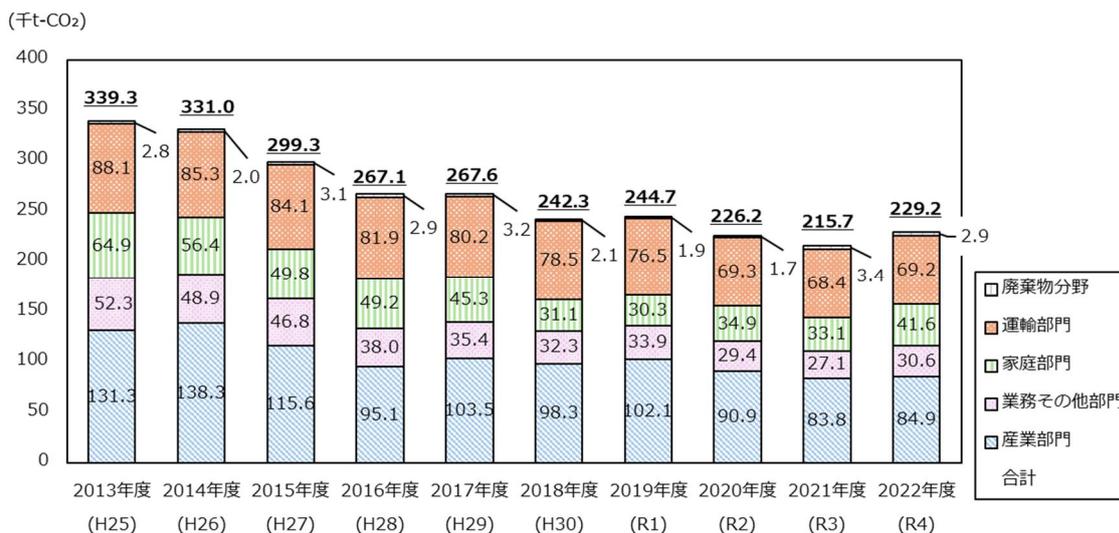
■ 観光入込客数及び消費額の推移

4 地球温暖化

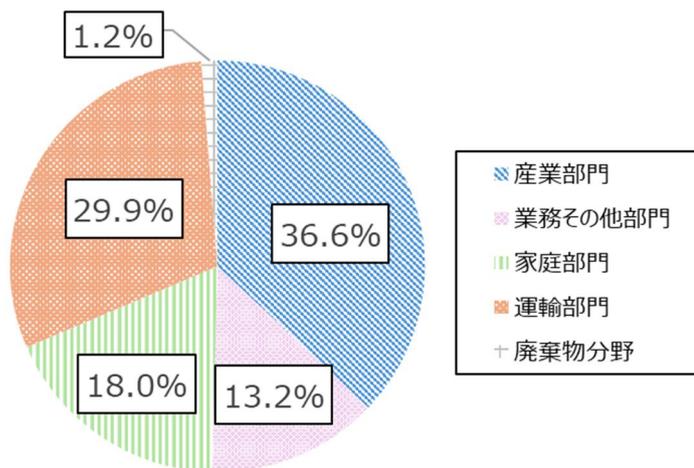
●減少傾向にある二酸化炭素排出量

本市の2022（令和4）年度の二酸化炭素排出量は約229千t-CO₂で、2013（平成25）年度から2022（令和4）年度にかけて減少傾向にあります。

2022（令和4）年度の部門別二酸化炭素排出量割合を見ると、産業部門が36.6%で最も高く、次いで、運輸部門（29.9%）、家庭部門（18.0%）となっています。



■二酸化炭素排出量の推移（2013年度～2022年度）



■二酸化炭素排出量割合（2022年度）

第3章 嘉麻市の目指す環境像

1 嘉麻市の目指す環境像

本計画では、第1次計画において、市の上位計画、市民・事業者の意見等を踏まえて設定した本市の目指す環境像を継承します。

ゆた しぜん きょうせい おんががわげんりゅう ところ 豊かな自然と共生する遠賀川源流の心やすらぐまち

第1次計画における環境像の考え方

この環境像の策定に際しては、まず、「第1次嘉麻市総合計画」の環境に関する基本方針である「豊かな自然と共生する環境のまちづくり」、同計画における嘉麻市の将来像である「－母なる遠賀川源流の恵みに満ちたふれあいと安心のまち－遠賀川ハートフル嘉麻の里の創造」を考慮しました。その上で、市民アンケートより、自然が豊かであることに市民が満足している割合が高いこと、また、アンケートの自由意見に「豊かな自然を守る」、「遠賀川の源流である嘉麻川をきれいに」などの意見が多くみられたことから、このような環境像を目指すこととしました。

【第1次嘉麻市総合計画：まちの将来像】

－母なる遠賀川源流の恵みに満ちた ふれあいと安心のまち－
遠賀川ハートフル嘉麻の里の創造

- ◆本市を南北に流れる遠賀川は、自然と水の豊かな河川であり、稲築地区のカップのキャラクター、碓井地区の川のぼりいかだレース※、嘉穂地区の遠賀川源流点や鮭神社、山田地区の山田川クリーン作戦など、本市には遠賀川に関連するイベントやまつりが数多くあります。
- ◆豊富な自然との共生による心の故郷の再生、教育・文化の充実、産業の振興、快適空間の創造などを通して、みんなの心（ハート）がふれあい、安心と優しさに満たされ、癒される生活の実現を目指します。

【アンケート調査（平成20年度実施）：将来の環境について】

《回答例》

「豊かな自然を守り、それを活かした町づくりができれば良いと思っています。」

「遠賀川の源流である嘉麻川をきれいにして子供達が泳げ、魚の棲みよい様に整備していく。」

「嘉麻市は、都会の人が心休まる市であってほしい。」

※碓井地区の川のぼりいかだレースは現在実施されていません。

2 SDGs とは

本市は、人口減少や少子高齢化、農林業の後継者不足のような環境・経済・社会に関する様々な課題に直面しています。これらの課題を解決するには、市民・事業者・市など、様々な視点を持った主体が協働して取組を進める必要があり、そのためには、共通の目標を設定することが重要です。この目標として、国や多くの地方公共団体、企業等で用いられているのが、「持続可能な開発目標（SDGs）」です。SDGsは2015（平成27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

環境・経済・社会に関する課題を総合的に解決した、持続可能な嘉麻市を実現するため、SDGsの達成を目指します。



●SDGsの17のゴール

出典：国際連合広報センター

3 環境像を実現するための施策体系

本計画では、脱炭素社会・循環型社会の構築に関する分野を「嘉麻市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に位置付けます。その他の施策分野は、国及び県の環境基本計画を踏まえ以下のとおりとします。

基本目標		取組
基本目標 1 持続可能な社会を実現するための 地域づくり・人づくり	 4 質の高い教育をみんなに	1 自然資源を活かした地域づくりの推進
	 11 住み続けられるまちづくりを	
基本目標 2 自然と共生するまち	 17 パートナーシップで目標を達成しよう	2 環境を考慮して行動する人づくりの推進
	 11 住み続けられるまちづくりを	1 生物多様性の保全
	 14 海の豊かさを守ろう	
	 15 陸の豊かさも守ろう	2 生物多様性の持続可能な利用
基本目標 3 快適な生活が営めるまち	 6 安全な水とトイレを世界中に	1 大気・音環境の保全
	 11 住み続けられるまちづくりを	
	 14 海の豊かさを守ろう	2 水環境の保全
	 15 陸の豊かさも守ろう	
	 17 パートナーシップで目標を達成しよう	3 身近な住環境の保全
	基本目標 4 脱炭素を実現するまち・資源が循環するまち (嘉麻市地球温暖化対策実行計画 区域施策編)	 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう		
 11 住み続けられるまちづくりを		2 市民・事業者の排出抑制活動の促進
 12 つくる責任 つかう責任		
 13 気候変動に具体的な対策を		3 吸収源対策と適応策の推進
 17 パートナーシップで目標を達成しよう		
		4 循環型社会の形成

コラム：遠賀川の歴史

遠賀川のすがた

遠賀川は、本市の馬見山を源とし、彦山川、犬鳴川などの支流を合わせながら福岡県北部の筑豊地方を北に流れて響灘に注ぐ、長さ 61km、流域面積 1,026km² の一級河川です。遠賀川流域の年平均降水量は 1,500～2,000mm で、年間降雨量の 3～4 割が集中する梅雨時に洪水が発生します。

遠賀川流域は、稲作文化や日本の近代化を支えた石炭産業など、古くから日本人の生活や文化と深く結びついています。現在は自動車産業や教育機関が立地するとともに、北九州市や福岡市のベッドタウンとして宅地開発が進んでいます。一方、周辺の山々は耶馬日田英彦山国定公園や北九州国定公園に指定され、人々の憩いの場や身近な自然環境として親しまれています。

遠賀川は、筑豊地方と北九州都市圏の生活と産業を支える貴重な水源として、また人々と生物が集う空間として、重要な役割を担っています。

出典：遠賀川のすがた（遠賀川河川事務所 HP）

嘉麻川とも呼ばれています

遠賀川は、明治 20 年の地図には、「嘉麻川」と表示されていました。現在も市内を流れる遠賀川は、「嘉麻川」とも呼ばれ、市民の皆さんに親しまれています。



●遠賀川

第4章 環境像の実現に向けた取組

- 基本目標 1 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり
- 基本目標 2 自然と共生するまち
- 基本目標 3 快適な生活が営めるまち
- 基本目標 4 脱炭素を実現するまち・資源が循環するまち
(嘉麻市地球温暖化対策実行計画 区域施策編)

基本目標 1 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり



現状と課題

1 自然を活用した地域づくり

1-1 嘉麻市の自然資源

本市は、農村、遠賀川の源流を有し、古処山・屏山・馬見山一帯が県立自然公園に指定されているなど、豊かな自然に恵まれています。

また、NPO や活動団体による自然とのふれあい活動や市内の小学校での田植え・稲刈り体験、遠賀川源流地の見学など、自然とのふれあいが実施されています。

このような豊かな自然とのふれあいは、本市の魅力や自然環境への理解に繋がり、環境意識の高揚や郷土への愛着形成が期待されます。

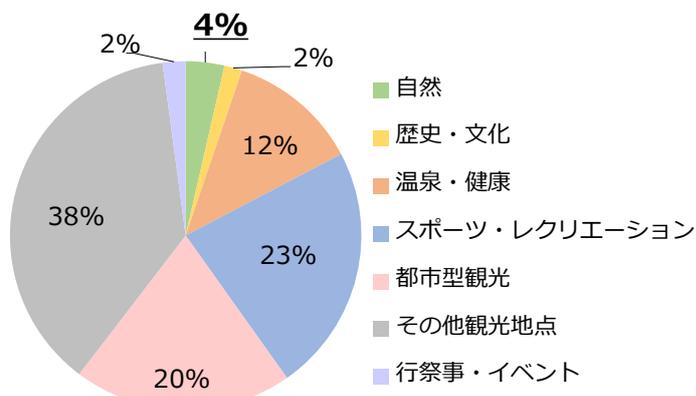
また、昔の原風景を原体験している高齢者層や自然体験へのニーズが高い親子世代等をターゲットとした自然や農村空間の魅力を体感できる観光を実践することで、移住・定住に繋がる可能性があります。

市民アンケートにおいても、人口減少・少子高齢化が進む本市の環境を保全するために必要な取組として「自然や農村空間を体験する観光事業を進め、嘉麻市の魅力を伝えることで市内への移住者・定住者を増やす」と回答した市民の割合が最も多く、自然を活用した地域づくりが重要だと考える市民が多いことが分かります。

一方で、2017（平成29）年度に本市に訪れた観光客のうち、自然とのふれあいを目的としていた観光客は全体の約4%でした。

このため、豊かな自然を活用した地域づくりや観光事業を推進するとともに、市内外への情報発信が必要です。

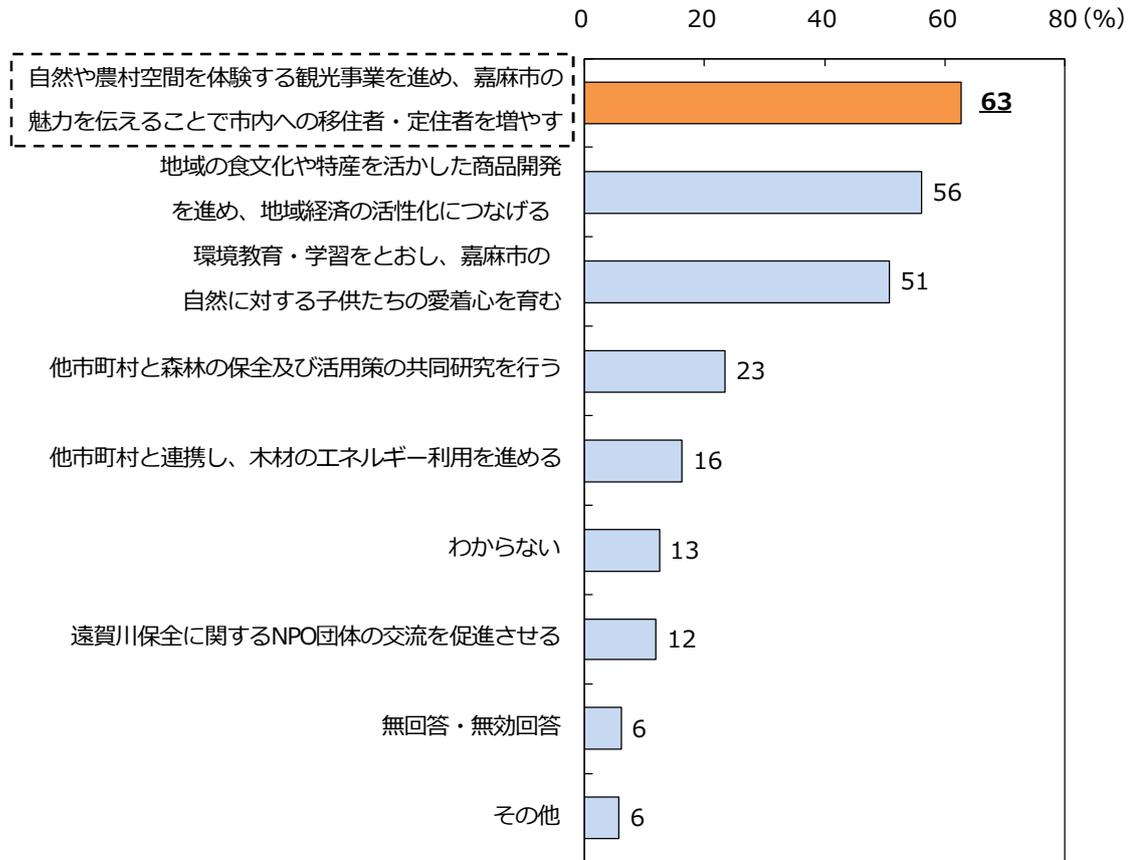
● 目的別観光入込客数割合



出典：福岡県観光入込客調査をもとに作成

※福岡県観光入込客調査が終了したため、令和7年度の見直しでは図を更新していません。

●人口減少・少子高齢化が進む嘉麻市の環境を保全するために必要な取組
(市民アンケート)



自然とのふれあい活動

本市では、NPO や活動団体等による自然とのふれあい活動が行われています。

ふるさとの自然とふれあう機会をつくることで、子供たちの郷土愛を育てています。

写真は、ふるさと探検隊の沢のぼり体験の様子です。ふるさと探検隊は、ふるさとの歴史や文化、自然環境などを学ぶ体験を通して子どもたちの郷土愛を育むことを大きな目的として2008(平成20)年から嘉穂地区で実施されている取組です。

1-2 地域づくりに関する取組

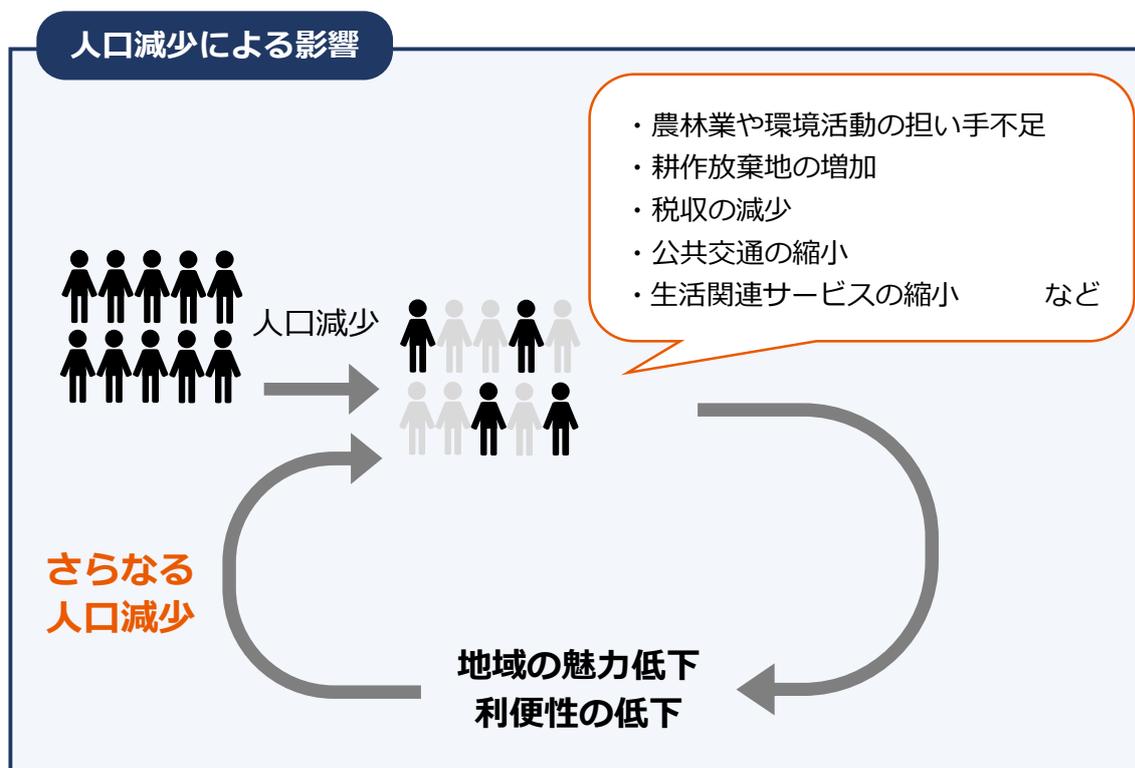
本市では、NPO や活動団体により環境美化活動や緑化活動、自然とのふれあい活動などが実施されています。また、遠賀川の源流である本市の森林保全を目的に、森林ボランティア活動が実施されています。

市は、市民が主体となって行う公益的な活動に対し、活動費用の一部を助成する制度を設けています。

これらの活動は、持続可能な社会の実現に向けた地域づくりの活動として、重要な役割を担っています。

一方、本市は全国平均を上回るスピードで人口減少が進んでおり、今後、NPO や活動団体の担い手が不足することが懸念されます。

このため、若い世代や高齢者の参加を促し、持続可能な地域づくりを担う人材の確保が重要です。



2 環境教育・環境学習を通じた人づくり

市では、「第6次嘉麻市教育アクションプラン」を策定し、体験活動を通して人間活動と環境の関わり等を学ぶ環境教育を進めています。

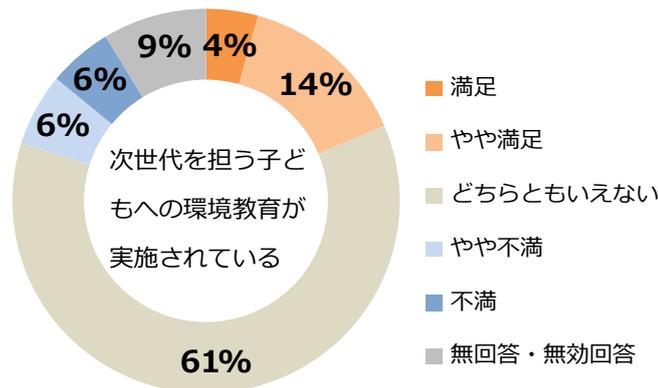
市内の小中学校では、授業の中で海のプラスチックごみ、山田川の水質検査、米作りなど、近年取り上げられている問題や、身近な環境を題材とした環境学習が実施されています。市内の中学校では、環境に配慮した衣生活、自然環境と人の関わりなど、生活と環境の関わりを学ぶ環境学習が実施されています。

また、市内の河川では、NPO や活動団体が清掃活動や魚とりなどを開催しており、これらの活動は地域における環境学習の役割を担っています。

一方、市民アンケート結果によると、「次世代を担う子どもへの環境教育」について「満足」または「やや満足」と回答した市民の割合は約18%、「どちらともいえない」は約61%となっており、本市の環境教育に対する理解が進んでいないと考えられます。

このため、学校や地域で実施されている環境教育・環境学習に対する市民の理解促進を図るとともに、地域の課題について市民みんなが考え、解決に向けて行動する力を育むような人づくりを行う必要があります。

●市民アンケート






学校での環境学習

市内の小中学校では、川の水質検査・水生生物調査や田植え体験などの体験型環境学習が実施されています。

今後の取組

1 自然資源を活かした地域づくりの推進

取組の方針

NPO や活動団体が行う地域づくりの活動を支援するとともに、地域の自然を活用した地域づくりを進めます。

市の取組

○ NPO や活動団体の情報提供・連携等のネットワーク構築

NPO や活動団体に関する情報の収集や提供・共有化を行うとともに、情報交換・意見交換の場を創出し、市民、事業者、NPO や活動団体の連携・協働を推進することで、市民・事業者の地域づくりへの参加を促進します。

○ 市民との協働の推進

市民との協働の推進に向け、ボランティア活動の輪をさらに広げていくため、今後も、市民が提案した公益性の高い事業に補助金を交付する市民提案型事業補助金事業を推進するとともに、NPO や活動団体の金銭的自立に向けた相談及び支援を行います。

○ 地域リーダーの育成推進

地域活動指導員を配置し、家庭・地域の教育力の向上と、子どもたちの生きる力や地域リーダーの育成を図ります。また、青少年の人格形成に大切な少年期に、生活体験や自然体験等の活動を促進し、社会性、自主性等を身に付けた地域リーダーとなる人材の育成を推進します。

○ 高齢者の活動参加促進

ボランティア人材バンク事業及びシルバー人材センター支援事業と連携し、高齢者の地域づくりに関する活動への参加を促します。

○ 体験型・滞在型観光メニューの充実

地域が主体となって展開する「観光まちづくり」を発展させるため、住民・関係団体等と連携し、本市の農林業等の地域産業や歴史、自然環境、芸術や工芸等の魅力を体感する幅広い体験型観光に取り組みます。

また、観光拠点施設での取組として、宿泊所、レストランのほか、「自然・体感」と調和した設備を活用し、合宿の誘致やトレッキング客の誘客など多様な体験型・滞在型観光メニューの充実を図ります。

○情報発信・PRの強化

県内外の国内旅行者はもとより、訪日外国人旅行者（インバウンド）の誘客を図るため、本市の魅力ある自然や農産物、文化財、地域の人材など本市特有の観光資源を紹介する冊子や外国語表記入りの観光マップなどPR物資の強化に努め、SNSも活用した効果的な情報の発信を図ります。

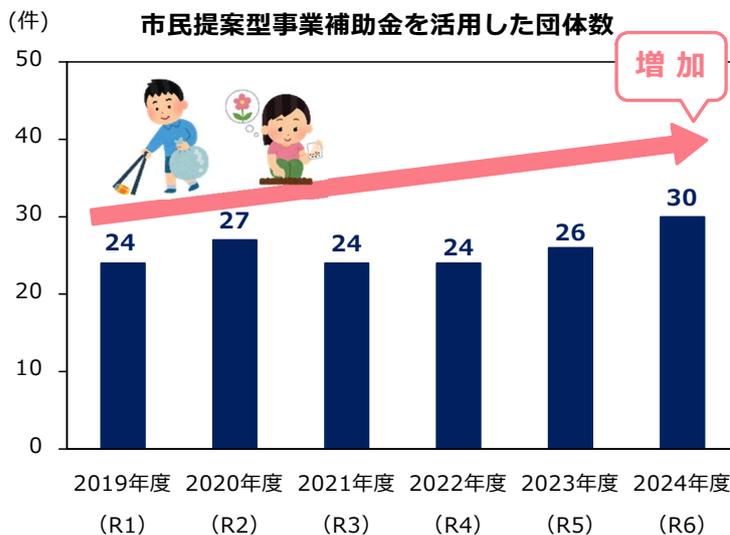
市民の取組 	事業者の取組 
<ul style="list-style-type: none"> ● NPO や活動団体との情報交換や交流を深め、活動を活性化させましょう。 ● 市民提案型事業補助金等を活用し、積極的に地域づくりへ参加しましょう。 ● 地域リーダーとして、地域で活動しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● NPO や活動団体との情報交換や交流を深め、活動を活性化させましょう。 ● 自然体験学習会や講演会などの支援や協力を努めましょう。

コラム：市民提案型事業補助金とは？

「市民が考え、市民が主体となって、市民のために提供する」様々な事業を応援する制度です。やる気のある団体が独自の取組を推進し、知恵と工夫にあふれた「嘉麻市のまちづくり」に役立つ事業について、その事業費の一部を市が補助し、努力やチャレンジを応援します。

自分たちの視点・自分たちの力で色んな公共サービスを創意し、実践してみませんか？

活用実績



【活用事例】

- ・花の苗植え
- ・草刈り
- ・地域活性化
 - 「竹灯りの路」の開催
 - 「桜の街かま」の創造
- ・鮭受精卵のふ化・育成・放流事業
- ・環境美化事業 等

2 環境をを考えて行動する人づくりの推進

取組の方針

学校や地域で実施されている環境教育・環境学習を支援するとともに、地域の課題について考え、解決に向けて行動する力を育むような人づくりを進めます。

市の取組

○人と自然が共存する環境教育の推進

身近な環境や環境問題に興味、関心を持ち、人間活動と環境の関わりについて総合的な理解と認識を育成します。また、環境の保全に配慮した望ましい働きかけのできる技術や思考力、判断力を身に付け、よりよい環境の創造活動に主体的に参加し、環境に対し責任ある行動をとる態度を育成します。

○「持続可能な開発のための教育（ESD^{*1}）」の推進

「一人ひとりが世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育」である ESD の視点を取り入れ、環境と社会や経済との関わりを盛り込んだ環境教育を推進していきます。

○地域と学校の連携構築

教育環境の充実を図るため、学校と地域の連携・協働体制の構築を推進します。

また、公立公民館及び自治公民館と連携し、情報共有と地域課題の把握に努め、公民館を地域住民の生涯学習活動の拠点として、市内で統一した事業展開を図ります。

市民の取組 	事業者の取組 
<ul style="list-style-type: none"> ●市や民間団体などが開催する環境に関するイベントに参加しましょう。 ●自然体験学習会や講演会などに参加しましょう。 ●本やテレビ、新聞、インターネットなどを通して、環境情報に目を向けましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●環境に関する研修会や講演会に参加しましょう。 ●従業員に対して環境教育を実施しましょう。 ●施設見学の受け入れなど、市民に環境教育・環境学習の機会を提供しましょう。

*1 ESD（持続可能な開発のための教育）：環境問題をはじめとした世界中の問題解決に繋がる考え方や、行動を身に付けることを目的とした教育

指標及び目標

1 自然資源を活かした地域づくりの推進

指標名	基準値	現状値	目標値
市民提案型事業補助金を活用した団体数	24 団体 (令和元年度)	30 団体 (令和 6 年度)	27 団体 (令和 12 年度)
環境イベント参加者数	400 人 (令和元年度)	150 人 (令和 6 年度)	800 人 (令和 12 年度)
地域の環境に関する活動に参加している市民の割合	57.7% (令和元年度)	—	70% (令和 12 年度)

※「環境イベント参加者数」は、2025（令和7）年度の見直し時に追加しました。

※2025（令和7）年度の見直し時にはアンケートを実施してないため、現状値を「—」としています。

2 環境を考えて行動する人づくりの推進

指標名	基準値	現状値	目標値
市内の公民館施設で開催される講座数	18 講座 (令和元年度)	25 講座 (令和 6 年度)	18 講座 (令和 12 年度)
次世代を担う子どもへの環境教育に対する市民満足度	18.6% (令和元年度)	—	30% (令和 12 年度)

※2025（令和7）年度の見直し時にはアンケートを実施してないため、現状値を「—」としています。



山田川クリーン作戦



打ち水大作戦

環境イベント

嘉麻市内では「山田川クリーン作戦」「I Love 遠賀川」「打ち水大作戦」等、小中学校や企業・病院など様々な団体や個人が集い、清掃活動や脱炭素に関する取組も含む環境イベントが実施されています。

基本目標 2 自然と共生するまち



現状と課題

1 嘉麻市の生物多様性

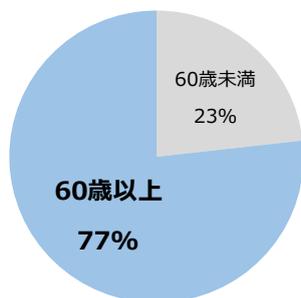
1-1 動植物の生息・生育環境

本市は、遠賀川をはじめとする河川、森林、農村など、豊かな自然に恵まれており、その中で、多様な生物が生息・生育しています。生態系は多様な生物同士やそれを取り巻く、大気、水、土壌等との関わり合いによって形成され、人々の暮らしや健康は食料供給や水源かん養機能^{*1}等の多様な生態系からの恵みによって支えられています。近年では、人と動物の健康と環境の健全性を一体的に守る「ワンヘルス」の理念も広がっています。生態系のバランスが崩れると、私たちの豊かな食生活や安全・安心な生活が失われてしまうため生態系の基盤である生物多様性を保全していくことは重要です。

近年、野生鳥獣による農林業被害が深刻化しており、森林では、シカの枝葉採食害や角擦りによる樹皮剥皮害などが発生しています。本市は、シカの生息密度が高い水準で推移していることや外来生物^{*2}のアライグマが生息していることから、本市に生息・生育するサンショウクイやオオベニウツギなどの希少な動植物への影響が懸念されます。また、人家への侵入などのアライグマによる生活環境被害も発生しています。さらに、農業就業者の高齢化が進んでおり、後継者不足による耕作放棄地の増加が懸念されます。

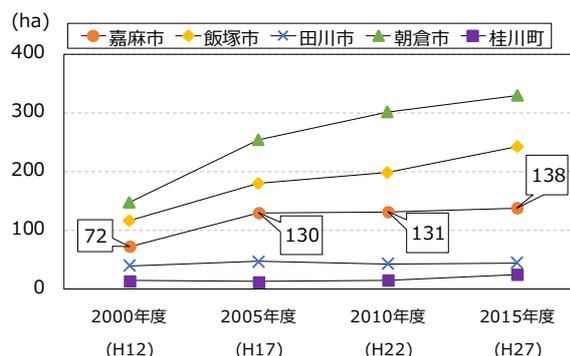
このため、希少な動植物の生息・生育状況のモニタリングを実施するとともに、シカの生息密度の低減や野生鳥獣被害の防止、農林業の担い手の育成などに取り組む必要があります。

● 年齢別農業就業人口の割合



出典：農林業センサスをもとに作成

● 耕作放棄地面積の推移



出典：農林業センサスをもとに作成

※農林業センサスの2020年調査において、福岡県の「V総農家等3耕作放棄地(2)耕作放棄地面積」のデータが公表されていないため、令和7年度の見直しでは図を更新していません。

- *1 **水源かん養機能**：森林や水田が有する、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能
- *2 **外来生物**：国外や国内の他地域から人為的（意図的、または、非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息、または、生育することとなる生物種

1-2 重要地域

本市では、古処山・屏山・馬見山一帯が県立自然公園に指定されており、自然公園内の「古処山のツゲ原始林」は国の特別天然記念物*¹に指定されています。

市は、市民が主体となって行う公益的な活動に対し、活動費用の一部を助成する制度を設けており、制度を活用した市民ボランティアによって嘉穂益富城自然公園の植栽や清掃等が実施されています。

自然公園等は、市民が自然とふれあう場、市民に癒しと安らぎを与える憩いの場として重要な役割を担っています。また、自然公園等の保全活動に参加することで、自然環境への理解が深まると考えられます。一方で、本市は、古処山地のシカの生息密度が高い水準で推移しており、自然公園や森林の生態系への影響が懸念されます。

このため、古処山地のシカの生息密度低減に向けた取組を実施するとともに、環境保全活動への市民参加を促進することが重要です。



古処山・屏山・馬見山

本市の南部には日本山岳遺産*²に登録された古処・屏・馬見連峰が広がっています。



古処山ツゲの原始林

古処山の山頂付近に群生するツゲの原始林は国の特別天然記念物に指定されています。

コラム：シカによる森林被害

シカによる樹木の剥皮被害や食害は、野生鳥獣による**全国の森林被害全体の約6割**を占め、深刻な状況となっています。このような被害の発生による、**林業生産コストの増大**や森林所有者の**経営意欲の低下**、**森林生態系への影響**が懸念されています。また、シカの生息密度が著しく高い地域の森林においては、食害によってシカの口の届く高さの枝葉や下層植生がほとんど消失している場合もあります。このような場所においては、**土壌の流出等によって森林のもつ多面的な機能の発揮に影響**を与える恐れもあります。

出典：野生鳥獣による森林被害（林野庁 HP）

*1 **天然記念物**：学術上貴重で日本の自然を記念する動物、植物、地質鉱物として文化財保護法（1950）に基づき指定されたもので、天然記念物のうち特に重要なものは「特別天然記念物」に指定

*2 **日本山岳遺産**：次世代に伝えたい豊かな自然環境や、人と自然の関わりがあり、それらを守りながら活用するような地元の活動が盛んな山や山岳エリアを、日本山岳遺産基金が認定するもの

2 生物多様性の利用

本市には豊かな農村や遠賀川源流の森林が広がっています。農地は、筑豊地域の食料供給、動植物の生息・生育環境としての役割や水源かん養機能をもっています。森林は木材の生産の場であるとともに、水源かん養、森林浴等の保養の場など、多様な機能をもつ貴重な自然資源です。

農地・森林のもつ多面的機能は、生物多様性を基盤とする生態系によって支えられています。また、農地・森林の生態系は、農業や林業を通じた人々の自然への働きかけによって育まれてきました。そのため、多面的機能は農林業生産活動が継続して実施されることで発揮されます。

市は、荒廃した森林の間伐事業や農地及び関連施設の維持・管理の支援を実施し、多面的機能の発揮を促進しています。また、「嘉麻市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を定め、公共建築物や備品などへの木材・木製品の利用を進め、森林資源の持続的な活用を図っています。

本市では、NPO や活動団体により自然とのふれあい活動などが実施されています。また、本市には、古処山キャンプ村「遊人の杜」や馬見山キャンプ村があり、本市の魅力である豊かな自然を体感することができます。このような自然とのふれあいを通して、私たちは癒しや安らぎを得たり、美しい自然景観を楽しんだりしてきました。

市内にある「カッホー馬古屏」や「道の駅うすい」では、地元産の農産物や加工品を販売しており、人々の食生活を支えています。

私たちの豊かな暮らしは生物多様性に支えられた自然からの恵みによって成り立っていることを理解し、生物多様性の持続可能な利用に取り組む必要があります。



遠賀川の源流

本市は、遠賀川の源流を有しています。遠賀川は、九州で唯一の鮭が遡上する川です。



古処山キャンプ村「遊人の杜」

本市には馬見山キャンプ村、古処山キャンプ村「遊人の杜」の2つのキャンプ施設があり、馬見山や古処山の雄大な自然とふれあうことができます。

今後の取組

1 生物多様性の保全

取組の方針

有害鳥獣^{*1}や外来生物による生態系への影響の緩和、農林業の担い手の育成に取り組み、生物の生息・生育環境を維持します。また、生物多様性への理解を促進するとともに、生物多様性の保全に取り組む人材の育成に取り組みます。

市の取組

○ 生物の生息・生育状況の把握

動植物の分布や生息・生育状況、外来生物の侵入状況の把握に努めるとともに、有効な保全対策の実施に努めます。

○ 有害鳥獣の駆除、鳥獣被害防止対策

有害鳥獣による農林業被害、生活環境被害や生態系への影響を最小限に食い止めるため、有害鳥獣駆除を計画的に実施します。また、捕獲した鳥獣等の活用方法を検討します。

○ 侵略的外来生物の予防・対策の実施

外来生物による生態系への被害を防止するため、広域的な情報収集に努め、予防・対策を講じます。

○ 生物の生息・生育環境の保全

森林、ため池、河川、農地など、野生生物にとって貴重な生息・生育環境を保全します。

○ 農林業後継者の確保・育成

認定農業者の育成やその規模拡大を目的として、経営審査や収益性の高い経営（新品目の導入や複合経営等）の指導を行います。

また、新規就農者の育成及び開業の支援、農林企業への就職の斡旋に向けた環境づくりに努めます。

○ 生物多様性保全活動の促進

生物多様性保全活動の担い手の育成や市民・事業者の保全活動への参加を促進します。

*1 有害鳥獣：田畑を荒らす野生の鳥や動物の総称。イノシシ・シカ・アライグマ等が当てはまる。近年は、これらの動物の生息域が人間社会の近くにまで広がっており、人間に対して危害を加えるケースが出てきている。

○ **生物多様性の理解促進**

生物多様性の恵みを将来世代にわたって享受できる、自然と共生する社会の実現に向け、生物多様性の現状や重要性・必要性について広く普及啓発を行い、日常生活や経済活動に生物多様性への配慮が組み込まれるよう、社会への浸透を図ります。

○ **自然環境へ配慮した行動の推進**

自然とのふれあい活動において、自然保護上問題のある行為が発生しないよう、市民等の利用者の啓発に努めます。

市民の取組 	事業者の取組 
<ul style="list-style-type: none"> ● 所有する農耕地や草地、山林の管理に際しては、生物多様性の確保に配慮しましょう。 ● 生態系に影響を及ぼす外来生物を野外へ遺棄・放逐・植栽しないようにしましょう。 ● 希少な植物を自生地から持ち帰ることは慎みましょう。 ● 家庭菜園などで栽培した野菜の未収穫物、落果実等を放置しないようにしましょう。 ● 犬や猫などのペットの残り餌を放置しないようにしましょう。 ● 人々の暮らしは生物多様性を基盤とする生態系の恵みによって支えられていると同時に影響を与えていることを理解し、生物多様性に配慮した生活を実践しましょう。 ● 自然とのふれあい活動に際しては、自然環境への配慮に努めましょう。 ● 環境保全活動や生物の保護活動に進んで参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所や工場周辺の自然環境や生物の生息・生育環境に配慮しましょう。 ● 所有する農耕地や草地、山林の管理に際しては、生物多様性の確保に配慮しましょう。 ● 開発事業の実施に際しては、生物の生息・生育環境の保全に努めましょう。 ● 農作物の未収穫物、落果実等を農地に放置しないようにしましょう。 ● 事業活動は生物多様性を基盤とする生態系の恵みによって支えられていると同時に影響を与えていることを理解し、生物多様性に配慮した事業活動を実践しましょう。 ● 環境保全活動や生物の保護活動に進んで参加しましょう。

2 生物多様性の持続可能な利用

取組の方針

生物多様性を基盤とする生態系に支えられた、農地や森林がもつ多面的機能に対する市民・事業者の理解を深めるとともに、生物多様性の持続可能な利用を推進します。

市の取組

○ 農山村地域の多面的機能の理解促進

農山村地域のもつ多面的な機能に対する市民・事業者の理解を深めるため、自然とのふれあいの場の提供、地産地消^{*1}の推進、農林業体験、農山村地域との交流を促進します。

○ 自然資源の適切な利用と管理

将来にわたり農山村や森林、河川などの自然から得られる多面的な機能を享受するため、適切な利用及び管理に加え、大学等と連携して、ネイチャーポジティブ実現に向けた事業等を進めていきます。

○ 地元産材の利用推進

公共土木工事の工事用資材や公共建築物において使用される備品、消耗品の原材料について、地元産材の利用を促進します。

○ 地場産食材の利用推進

国の第3次食育推進基本計画において設定されている「学校給食における地場産食材の利用率の目標値30%」を下回ることはないよう、地産地消を継続して推進します。また、市が有する様々な農林畜産物を活かした商品開発を支援するとともに、完成した商品のPR活動を推進します。

市民の取組 	事業者の取組 
<ul style="list-style-type: none"> ● 自然とのふれあい活動を通して、自然資源のもつ多面的機能についての理解を深めましょう。 ● 生物多様性が人々の生活と密接に関わっていることを認識しましょう。 ● 地場産の食材を意識して購入し、地産地消に取り組みましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然とのふれあい活動を通して、自然資源のもつ多面的機能についての理解を深めましょう。 ● 自然とふれあう機会や場の提供に努めましょう。 ● 材料調達の際は、できる限り地元のものを用いましょう。 ● 地場産の食材を活用し、地産地消に取り組みましょう。

*1 地産地消：国内の地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取組

コラム：嘉麻市ワンヘルス推進計画

ワンヘルスとは、「人の健康・動物の健康・環境の健全性は互いに密接に結びついており、それらをひとつの健康として守っていく」という考え方です。



本市のワンヘルスに対する取組

本市では、人と動物の健康及び環境の健全性を一体的に守るため、ワンヘルスの理念のもと、2023（令和5）年2月に「嘉麻市ワンヘルス推進宣言」を行い、2024（令和6）年11月に「嘉麻市ワンヘルス推進基本計画」を策定し、取組を推進しています。

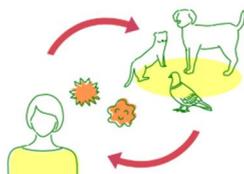


嘉麻市ワンヘルス推進基本計画の概要

「嘉麻市ワンヘルス推進基本計画」では人獣共通感染症、生物多様性の損失、地球温暖化といった、人と動物、そして環境の各分野にまたがる問題を解決するため、6つの基本方針を設定しています。

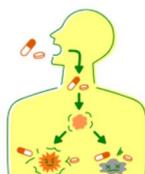
01 人獣共通感染症対策

医療、獣医療をはじめ各分野と連携し、発生予防、まん延防止を図る



02 薬剤耐性菌対策

薬剤の適正使用を推進する



03 環境保護

自然環境の保全を図る



04 人と動物の共生社会づくり

動物愛護の推進と野生動物の理解と共存を図る



05 健康づくり

自然や動物とのふれあいを通じた健康づくり



06 環境と人と動物のより良い関係づくり

健全な環境下における安全な農林水産物の生産・消費、食育を推進する



出典：福岡県ワンヘルス推進ポータルサイト（福岡県 HP）

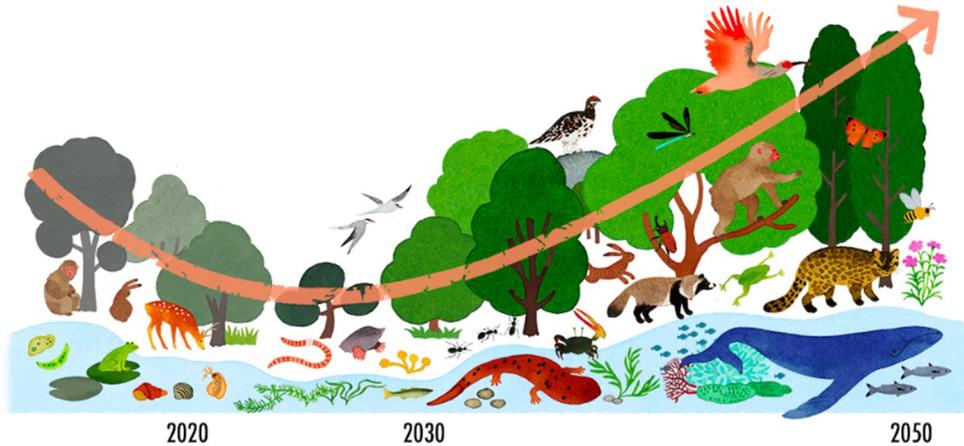
環境保護などは本計画と同様の方針で取組を推進しています。「嘉麻市ワンヘルス推進基本計画」も是非ご覧ください。



出典：AI 画像生成ツール（image_gen）

コラム：ネイチャーポジティブとは？

ネイチャーポジティブ（自然再興）とは、「生物多様性の負（損失）の流れを止めて正（回復）に反転させること」です。



生物多様性の損失には様々な要因が関係

開発、乱獲・盗掘、里地里山の管理放棄、外来種の侵入、水質の汚染、地球温暖化の進行 等

上記の背景には、『社会経済の変化』が影響しています。

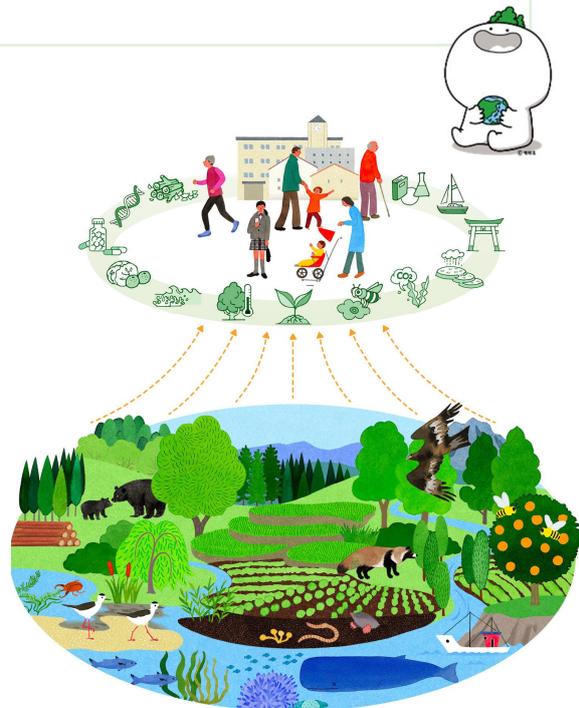
例えば、産業構造の変化による農林業の縮小は里地里山の管理の放棄につながり、グローバル化の進行は食料や木材等の自給率低下や外来種問題を引き起こしています。

🌿 生物多様性と私たちの暮らし

野菜や果物が実るためには、ミツバチやチョウなどの昆虫や鳥が受粉を助けることが欠かせません。食料だけでなく、私たちの生活は、大気・水・気候の安定、安全の保証、文化の源といった生物多様性からの様々な恵みによって支えられています。

💡 私たちにできること

生物多様性は私たちの暮らしや社会経済と密接につながっているため、様々な主体がそれぞれの形で貢献できます。また、ネイチャーポジティブの必要性を認識することが第一歩です。



出典：ネイチャーポジティブとは（環境省 HP）

※イラスト及び記載内容を引用

指標及び目標

1 生物多様性の保全

指標名	基準値	現状値	目標値
シカによる被害金額	2,927 千円 (令和元年度)	100 千円 (令和 6 年度)	2,500 千円 (令和 12 年度)
耕作放棄地率	0.9% (令和元年度)	1.2% (令和 6 年度)	0% (令和 12 年度)
生物多様性の市民認知度	13.8% (令和元年度)	—	25% (令和 12 年度)

※2025（令和 7）年度の見直し時にはアンケートを実施していないため、現状値を「—」としています。

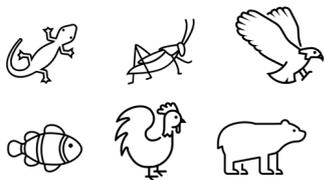
2 生物多様性の持続可能な利用

指標名	基準値	現状値	目標値
自然とのふれあいの場の確保に対する市民満足度	41.1% (令和元年度)	—	65% (令和 12 年度)
学校給食における地場産食材の利用率	31.56% (令和元年度)	28.6% (令和 6 年度)	30%以上 (令和 12 年度)

※2025（令和 7）年度の見直し時にはアンケートを実施していないため、現状値を「—」としています。

コラム：生物多様性とは？

生物多様性とは、生き物たちの豊かな個性と繋がりのことです。地球上の生き物は 40 億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生き物が生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるととしています。

生態系の多様性	種の多様性	遺伝子の多様性
森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然があること。	動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生き物があること。	同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があること。
		

出典：生物多様性とは（環境省 HP）

基本目標 3 快適な生活が営めるまち



現状と課題

1 大気・音環境

1-1 大気

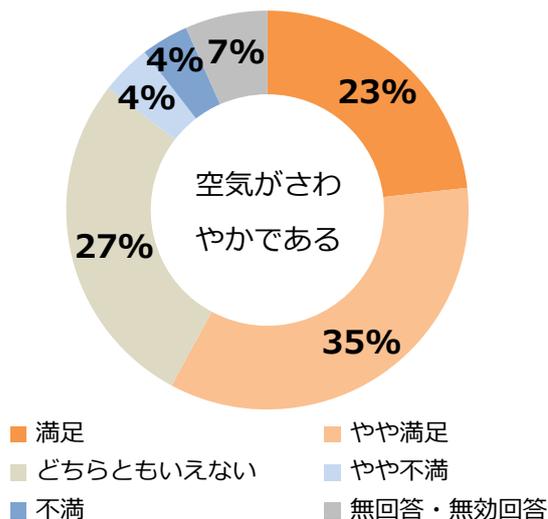
市民アンケート結果によると、「空気のさわやかさ」について「満足」または「やや満足」と回答した市民の割合は約 58%でした。児童アンケート結果によると、「空気がさわやかだ」に「そう思う」または「少しそう思う」と回答した市民の割合は約 57%で、比較的多くの市民が良好な大気環境であると感じています。

一方で、本市に最も近い測定地点である飯塚測定局における 2023（令和 5）年度の大気測定結果を見ると、光化学オキシダントが環境基準を満足していませんでした。

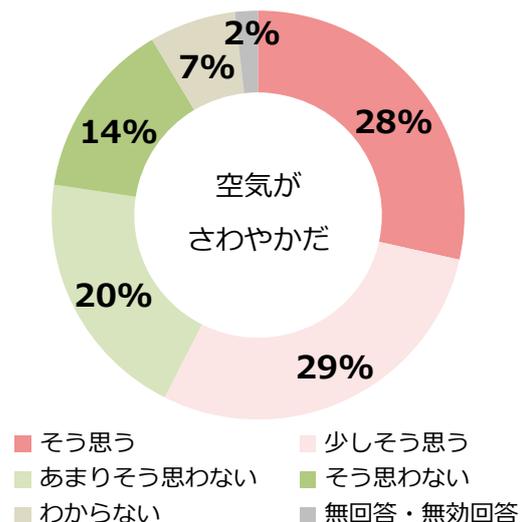
また、過去 5 年間（2013 年度～2017 年度）の自動車保有台数は横ばいに推移しています。

このため、大気環境の状況把握に努めるとともに、自動車や工場などからの排出ガス対策、悪臭対策を推進することが重要です。

● 市民アンケート



● 児童アンケート



●飯塚測定局における2023（令和5）年度の大気測定結果

大気汚染物質	項目	測定結果
光化学 オキシダント	昼間の1時間値が0.06ppm を超えた日数と時間数	76日、441時間
	時間達成率*	91.9%
PM2.5	年平均値	9.1 μg/m ³
	日平均値の年間98%値	22.5 μg/m ³
	日平均値が35 μg/m ³ を 超えた日数とその割合	0日

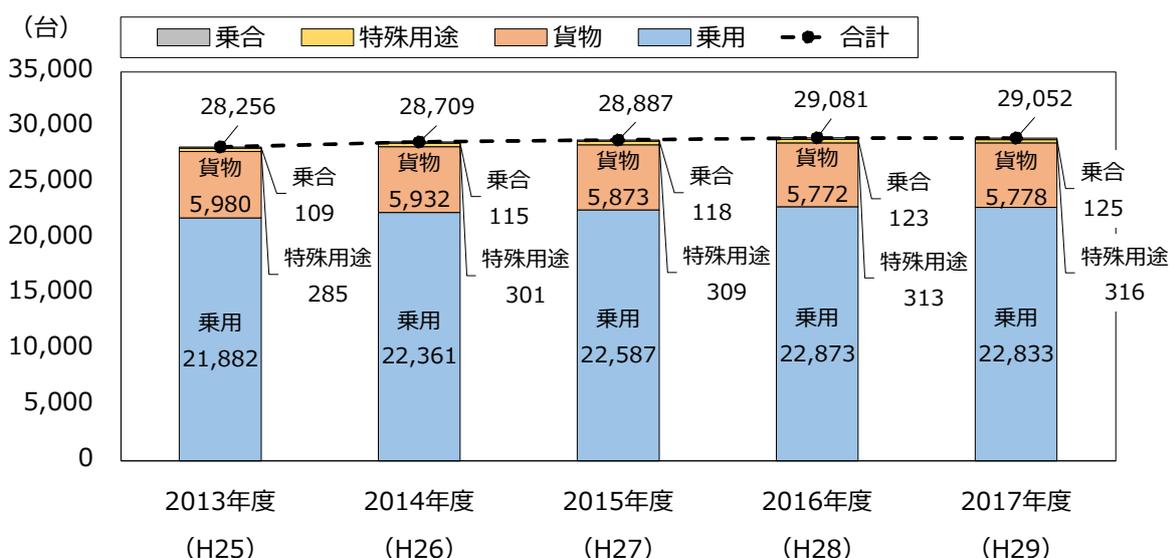
※時間達成率 = (昼間の環境基準達成時間 / 昼間の測定時間) × 100 (%)

出典：公害関係測定結果（福岡県）をもとに作成

●自動車保有台数の推移

単位：台

車種	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)
乗用車	21,882	22,361	22,587	22,873	22,833
貨物車	5,980	5,932	5,873	5,772	5,778
特殊用途車	285	301	309	313	316
乗合車	109	115	118	123	125
合計	28,256	28,709	28,887	29,081	29,052



出典：市区町村別自動車保有車両数（一般財団法人自動車検査登録情報協会）、市区町村別軽自動車車両数（一般社団法人全国軽自動車協会連合会）をもとに作成

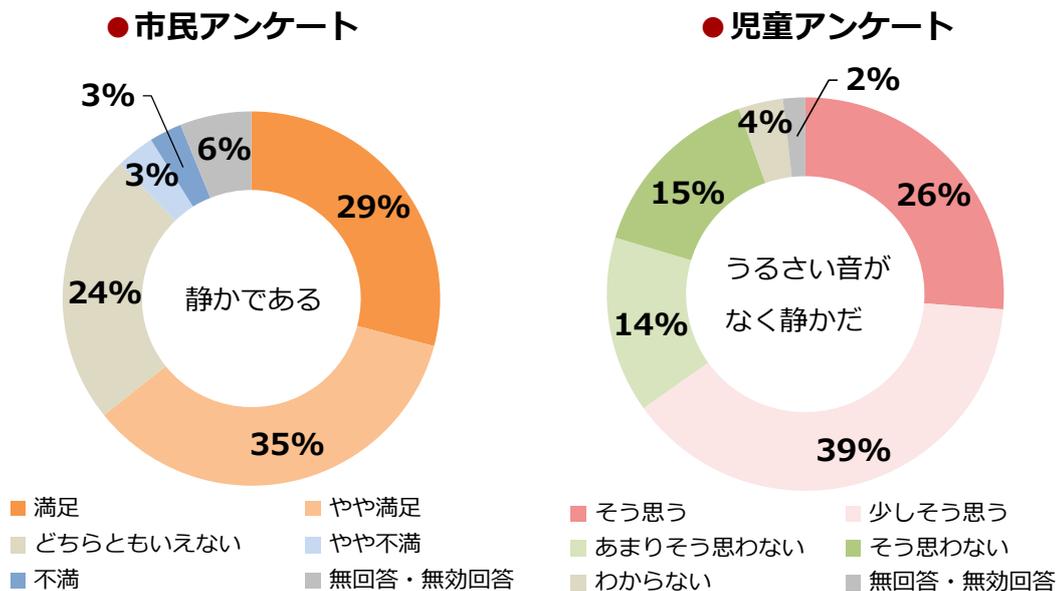
※市区町村別自動車保有車両数、軽自動車車両数のデータが入手できなかったため、令和7年度の見直しでは図を更新していません。

1-2 騒音・振動

市民アンケート結果によると、「静けさ」について「満足」または「やや満足」と回答した市民の割合は約64%でした。また、児童アンケート結果によると、「うるさい音がなく静かだ」に「そう思う」または「少しそう思う」と回答した市民の割合は約65%で、比較的多くの市民が良好な音環境が保たれていると感じています。

また、自動車騒音監視対象路線において環境基準を達成している住居は、2024(令和6)年度では100%で、静かな住環境が維持されています。

今後も静かで快適な住環境を維持していくため、騒音・振動状況の把握や市民・事業者への啓発、自動車交通対策に取り組む必要があります。



コラム：騒音をなくす5つの気づき

生活していく上で避けられない音や自分にとっては快適な音が**他の人には不快、うるさい音**として受けとられることがあります。生活騒音問題を生じさせないために、**日常生活における騒音防止の配慮、モラル、マナーの向上**を図ることが必要です。また、同時に日頃から隣人間の交流を図り、隣人にとって好ましくない音として受け止められないような**良好な近隣関係を築きあげておく**ことが必要です。

- 1 時間帯に配慮しましょう。
- 2 音がもれない工夫をしましょう。
- 3 音を小さくする工夫をしましょう。
- 4 音の小さい機器を選びましょう。
- 5 ご近所とのおつきあいを大切にしましょう。



出典：生活騒音パンフレット（環境省）

2 水環境

2-1 河川

本市は、遠賀川の源流に位置しており、遠賀川、山田川、千手川等が流れています。

市は、生活排水*1の適正な処理を推進するため、合併処理浄化槽の設置にかかる費用を一部補助する事業を実施しています。

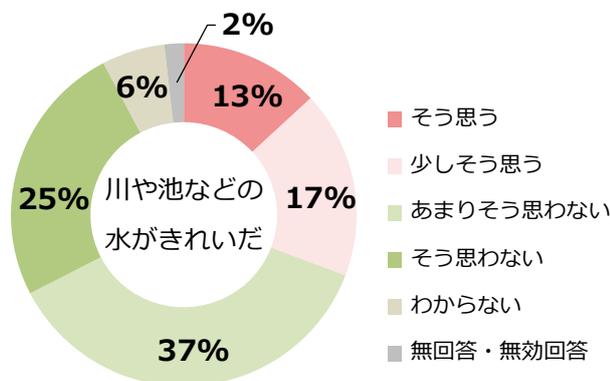
一方で、児童アンケート結果によると、「川や池などの水がきれいだ」について「あまりそう思わない」または「そう思わない」と回答した市民の割合は約62%で、良好な水環境が保たれていないと感じている市民が比較的多いです。

市内の遠賀川水系の一部河川では、BOD*2（生物化学的酸素要求量）、大腸菌群数について環境基準を超える地点がみられました。

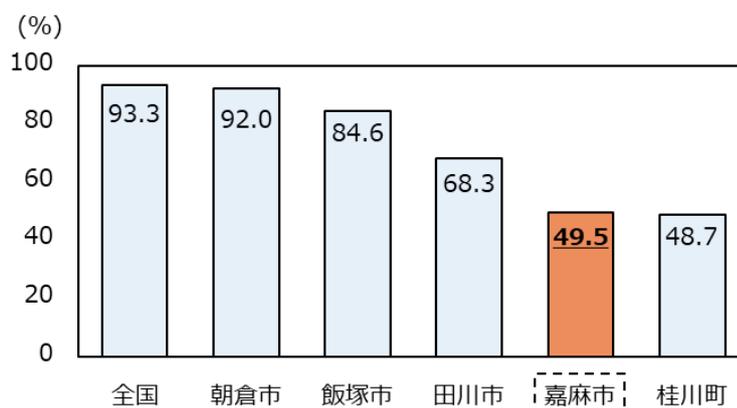
また、本市の汚水処理人口普及率は増加傾向にあります。2024（令和6）年度で、49.5%と、全国平均の93.3%を下回っています。

このため、水環境の現状把握に努めるとともに、汚水処理施設の利用人口増加に向けた取組が必要です。

● 児童アンケート



● 汚水処理人口普及率（2024年度）



出典：令和6年度末の汚水処理人口普及状況について

環境省、国土交通省、農林水産省の合同発表資料をもとに作成

*1 生活排水：台所、洗濯、風呂などからの生活雑排水とし尿とを合わせて生活排水という。下水道や合併処理浄化槽等に接続している家庭では、生活雑排水は、し尿とともに処理されるが、その他の家庭では未処理のまま流されており、河川等の公共用水域の大きな汚濁原因になっている。

*2 BOD（生物化学的酸素要求量）：水中有機物を好気性バクテリアが酸化分解するのに要する酸素量であり、代表的な河川の水質指標として用いられている。値が高いほど、汚濁度が高いことを示す。

2-2 地下水・地盤環境

本市の上水道普及率は、2022（令和4）年度現在、95.7%程度で、上水道による給水がない地域では、地下水を主な水源として利用しています。

本市の2025（令和7）年4月現在の森林率は、約58%で、福岡県平均や近隣の市町と比較して高い割合です。

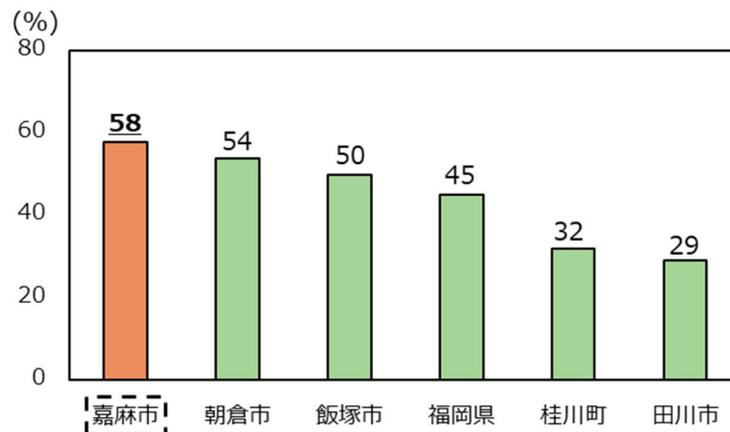
森林や水田は、水資源の貯留、洪水の緩和、水質の浄化といった機能からなる水源かん養機能をもっており、水の循環に大きく関わっています。

市は、荒廃した森林の間伐事業や農地及び関連施設の維持・管理の支援を実施し、森林・農地の保全を図っています。

一方で、農業就業者の高齢化による耕作放棄地の増加やシカやイノシシなどによる農林業被害の増加が懸念されます。

このため、農林業の後継者育成や野生鳥獣被害の防止対策などの農林業を継続できるような支援を実施し、森林や水田を保全していく必要があります。

● 森林率の比較（2025年）

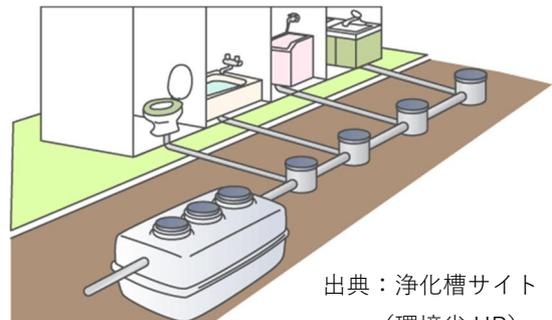


出典：令和6年度農林水産白書（福岡県）をもとに作成

コラム：合併処理浄化槽とは？

「合併処理浄化槽」は、家庭から出る「生活排水（＝し尿と台所、お風呂、洗濯等の雑排水を合わせたもの）」のすべてを浄化できる設備です。

家庭から排出される生活排水は、河川の水質悪化の大きな原因となります。合併処理浄化槽が正しく機能するためには、正しい使用方法を守ることや適正な維持管理を実施することが必要です。**適正な方法で使用・維持管理を行うことで、きれいな河川を守りましょう。**



出典：浄化槽サイト
（環境省 HP）

3 住環境

市は、市民が主体となって行う公益的な活動に対し、活動費用の一部を助成する制度を設けており、2024（令和6）年度には、30団体が補助金を活用し、花壇整備や草刈り、河川の清掃等の環境美化活動などを行いました。

一方で、市民アンケートでは、「草がのびたままになっている土地が多く、昼間でも薄暗い。」「公園等が雑草だらけ。」「道路にポイすてが多いような気がします。」「ごみがいつもちらかっている。」などの意見があり、身の周りの環境について不満を感じている市民も少なくありません。

また、人口減少により、空地や空家、管理不全の建築物が増加しており、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等の住環境への悪影響が懸念されています。

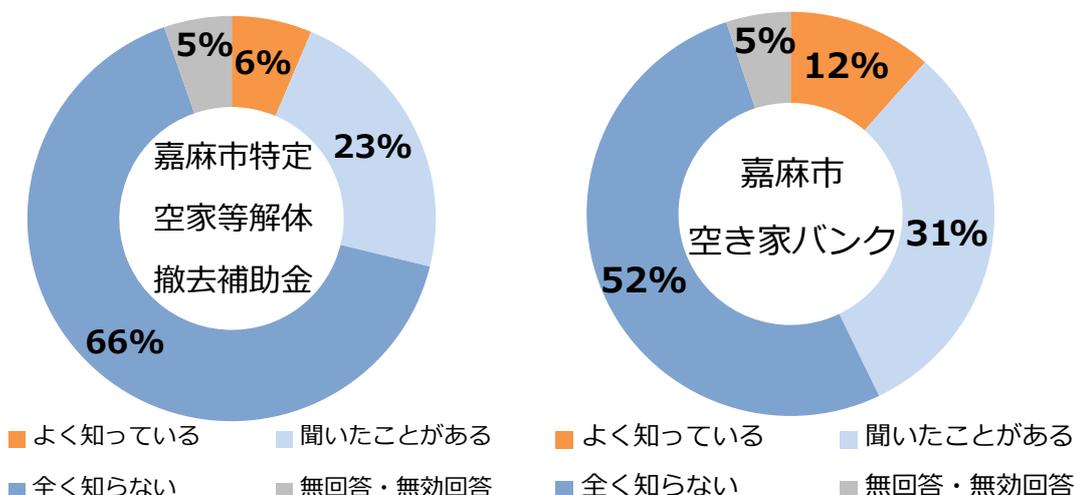
本市は、市のホームページで、空地に関する情報を公開し、企業誘致を促進することで、空地の活用を図っています。

また、「嘉麻市空家対策計画」を策定し、市内の特定空家等の解体撤去費用の一部を補助する「嘉麻市特定空家等解体撤去補助金」制度や空家の所有者から物件を登録してもらい、利用希望者に情報提供を行う「嘉麻市空き家バンク」の取組などを進め、安全で安心な暮らしの実現を図っています。

一方で、市民アンケートによると、「嘉麻市特定空家等解体撤去補助金」について「全く知らない」と回答した市民の割合は、約66%、「嘉麻市空き家バンク」は、約52%と、市民の認知度は高くありません。

このため、市民の快適な生活の実現に向け、市民・事業者による周辺環境、公園等の環境美化活動を促進するとともに、引き続き空家・空地問題への対策や情報発信に努める必要があります。

●嘉麻市の環境に関連する取組の認知度（市民アンケート）



今後の取組

1 大気・音環境の保全

取組の方針

大気環境及び騒音・振動の状況把握に努めるとともに、発生源対策や道路交通対策により、良好な大気・音環境を確保します。

市の取組

○ 利便性の高い交通環境の構築

広域移動に伴う各種交通機関への乗継利便性の向上や既存の広域バス路線の維持確保、交通空白地の解消を図るとともに、主要な病院や商業施設等への車両の乗り入れや、分かりやすいバス停の整備など、利便性の向上に向けた運行のあり方について検討します。

○ 悪臭や騒音・振動の発生源対策

工場や事業所などから悪臭や騒音・振動が発生した場合は、適宜、適切な指導を行います。

○ 道路交通騒音・振動対策

市内における道路交通騒音・振動の状況把握と監視体制の整備に努めます。また、国・県道の主要幹線では低騒音舗装による道路構造対策を国や県に要望します。さらに、都市計画を踏まえた土地利用の適正化による沿道環境対策を図ります。

○ 近隣騒音対策

近隣騒音の実態把握及び啓発など、近隣騒音対策の推進を図ります。また、近隣騒音に対する苦情に速やかに対応します。



嘉麻市バス

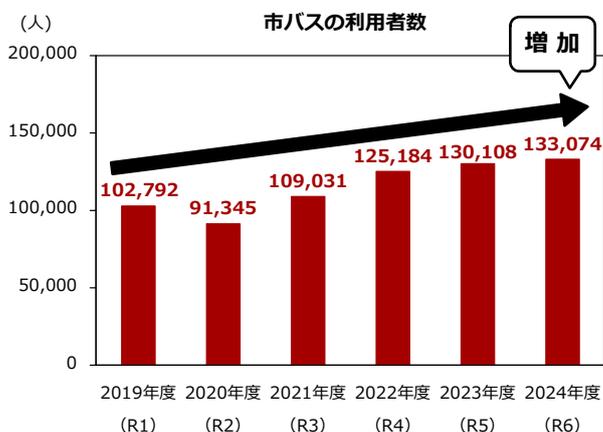
民間路線バスの一部廃止に伴う代替措置として「市バス」を運行し、通勤・通学、買物・通院等の利便性を確保しています。また、利用者の要望に応じて柔軟な運行を行う「デマンド運行型バス」も運行しています。

市民の取組 	事業者の取組 
<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用しましょう。 ● テレビ・楽器の音やペットの鳴き声など近隣に迷惑をかけないよう気をつけましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場・事業所においては、必要に応じて大気汚染物質防除施設を導入し、適切に点検しましょう。 ● 悪臭の防止対策に努めましょう。 ● 周辺地域における騒音苦情防止のため、低騒音・低振動型の機器の導入や防音壁・防音装置の設置に努めましょう。 ● 店舗からの営業音声の遮音対策を実施しましょう。 ● 深夜営業や早朝作業による近隣への影響の防止に努めましょう。

コラム：嘉麻市バス利用状況

本計画では、『市バスの利用者数』を2030（令和12）年度に120,000人と目標を掲げています。2024（令和6）年度の実績は133,074人で、2024（令和6）年度時点で目標を達成しています。

引き続き、嘉麻市バスを利用をお願いします。

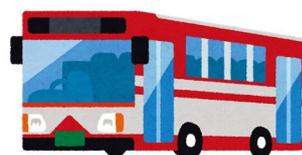


令和7年度版の嘉麻市総合時刻表は『赤色』です。



公共交通を利用するメリット

- * バス運営の継続につながり、**将来の公共交通を守る**ことに貢献。
- * 一度に多くの人が乗車できるため、車より二酸化炭素排出量が少なく、**環境への配慮の第一歩に。**
- * 駅やバス停までの歩行が運動となり、**健康につながる。**
- * 必要な費用は運賃のみで**家計にやさしい。**



2 水環境の保全

取組の方針

水環境の現状把握に努めるとともに、生活排水・工場排水の適正処理や森林、水田の保全を推進することで良好な水環境の維持に努めます。

市の取組

○ 河川の水質保全

河川の水質保全に向け、合併処理浄化槽の計画的な普及推進や維持管理の啓発に努めます。また、事業者に対して工場排水の適正処理や処理施設の維持管理の啓発に努めます。

○ 適切な土地利用の維持

森林、水田、水辺の植生の保全など、適切な土地利用の維持により、自然の水質浄化機能及び河川流量の維持、向上に努めます。

○ 森林（もり）づくり基本計画の推進

水源のかん養機能など、森林の有する多面的機能発揮に向け、総合的な展望と方向性を定めた「森林(もり)づくり基本計画」の施策を推進し、森林環境を保全します。

○ 環境に配慮した農業の推進

施肥や農薬散布の適正化、家畜の排せつ物処理の適正化など、水環境に配慮した農業の推進により、河川、ため池等の水質保全に努めます。

市民の取組 	事業者の取組 
<ul style="list-style-type: none"> ● 合併処理浄化槽を設置し、適切な維持管理に努めましょう。 ● 家庭でできる生活排水対策を実践しましょう。 ● 節水を心がけましょう。 ● 水質汚濁が確認された場合は、市・県等に連絡しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 合併処理浄化槽を設置し、適切な維持管理に努めましょう。 ● 工場排水は適正に処理し、処理施設の維持管理に努めましょう。 ● 適切な農薬、肥料の使用に努めましょう。 ● 水質汚濁が確認された場合は、市・県等に連絡し、指示を仰ぐなど、積極的に汚染防止対策に努めましょう。

3 身近な住環境の保全

取組の方針

快適な住環境を保全するため、市民・事業者による周辺環境や公園等の環境美化活動を促進するとともに、空家・空地問題への対策や情報発信に努めます。

市の取組

○ 身近な公園の適切な管理

身近な公園・緑地の維持管理にあたっては、市民ボランティアによる清掃活動等の積極的な参加を促進し、行政主導から市民活動型への取組を推進します。

○ 環境美化意識の高揚

ごみのポイ捨て防止など、まちの美化に関する市民・事業者の意識の高揚を図ります。

○ 空家・空地に関する相談に対応する体制の構築

空家・空地等の所有者等に対し、空家・空地等の対策の情報提供を行うとともに、所有者等からの空家・空地等の利活用や維持管理、除却等の相談に迅速かつ的確に対応するために地域の専門家と連携した相談体制を構築します。

○ 空家（特定空家）対策

市内にある空家の所有者等が問題認識を持ち、適正な管理が行われるよう意識の醸成を図ります。また、空家のうち周辺住民等から倒壊や火災の危険性等の問題が指摘された空家（特定空家）については、所有者等に対して法令に基づく指導等の措置を行うほか、解体補助制度等により、所有者等による解体を促していきます。

市民の取組 	事業者の取組 
<ul style="list-style-type: none"> ● 環境美化活動等に積極的に参加し、身の周りの環境美化に努めましょう。 ● 不法投棄をしないようにしましょう。 ● 所有地は適切に管理し、雑草や樹木が繁茂しないように努めましょう。 ● 空家・空地の活用に関する情報を収集しましょう。 ● 空き家バンク等を活用し、空家の利活用に努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 不法投棄をしないようにしましょう。 ● 所有地は適切に管理し、雑草や樹木が繁茂しないように努めましょう。 ● 空家・空地の活用に関する情報を収集しましょう。 ● 空き家バンク等を活用し、空家の利活用に努めましょう。

指標及び目標

1 大気・音環境の保全

指標名	基準値	現状値	目標値
市バスの利用者数	102,792 人 (令和元年度)	133,074 人 (令和 6 年度)	120,000 人 (令和 12 年度)
空気のさわやかさに対する市民満足度	57.9% (令和元年度)	—	70% (令和 12 年度)
静けさに対する市民満足度	64.3% (令和元年度)	—	80% (令和 12 年度)

※2025（令和7）年度の見直し時にはアンケートを実施してないため、現状値を「—」としています。

2 水環境の保全

指標名	基準値	現状値	目標値
遠賀川における BOD 測定値	1 mg/L 以下 (令和元年度)	1 mg/L 以下 (令和 6 年度)	1 mg/L 以下 (令和 12 年度)
汚水処理人口普及率	46.3% (令和元年度)	49.5% (令和 6 年度)	73% (令和 12 年度)
荒廃森林整備率	92% (令和元年度)	90.0% (令和 6 年度)	95.2% (令和 12 年度)

※2019（令和元）年度に実施された遠賀川の BOD 測定における定量下限値。定量下限値とは、ある分析方法で正確に定量できる最低濃度。

3 身近な住環境の保全

指標名	基準値	現状値	目標値
空き家バンク登録件数	10 件 (令和 2 年度)	30 件 (令和 6 年度)	100 件 (令和 12 年度)
公園や緑地整備の取組に対する市民満足度	32.0% (平成 27 年度)	34.0% (令和元年度)	70% (令和 12 年度)

※「公園や緑地整備の取組に対する市民満足度」は、2025（令和7）年度の見直し時にはアンケートを実施していないが、「第2次嘉麻市総合計画後期基本計画」に記載されている値を参照としました。

基本目標4 脱炭素を実現するまち・資源が循環するまち

(嘉麻市地球温暖化対策実行計画 区域施策編)



嘉麻市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

◆策定の背景・目的

温室効果ガス排出量の増加に伴い、地球温暖化が進行しています。さらに、地球温暖化に伴う気候変動により自然災害の発生や気温上昇による農作物の不作や感染症、熱中症の増加など様々な影響が出ています。本市も、2017（平成29）年7月と2018（平成30）年7月に発生した豪雨により、土砂崩れや建物の崩壊等の被害を受けました。

このような状況の中で、市民・事業者・市が一体となって地球温暖化防止のための取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減していくことが求められています。

市は、2015（平成27）年に「嘉麻市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー等による排出量削減対策を推進してきました。

2025（令和7）年2月に国の「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、温室効果ガスの削減目標が掲げられたことから、これまでの計画を見直し、新たに本市の削減目標や取組内容の見直しを行いました。

本計画では、温室効果ガスのうち、最も排出割合が高い二酸化炭素を対象としています。



自然災害による被害

地球温暖化に伴う気候変動により台風の強大化や豪雨の発生頻度が増加しています。本市も2017（平成29）年7月と2018（平成30）年7月に発生した豪雨によって被害を受けています。

◆ 温室効果ガス排出量の削減目標

国の「地球温暖化対策計画」では、2030（令和12）年度までに「温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で46%削減」、2050（令和32）年までに「カーボンニュートラルの達成」を掲げています。

また、福岡県でも、2022（令和4）年に「福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）」を策定し、「2030（令和12）年度における福岡県の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比46%削減」、「2050（令和32）年度までに温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す」と国同様の削減目標を掲げてます。

本市においても、国・県が掲げる削減目標を踏まえ、削減目標を設定し、市民・事業者・市が一丸となって目標達成に向けた取組を推進していきます。

温室効果ガス排出量削減目標

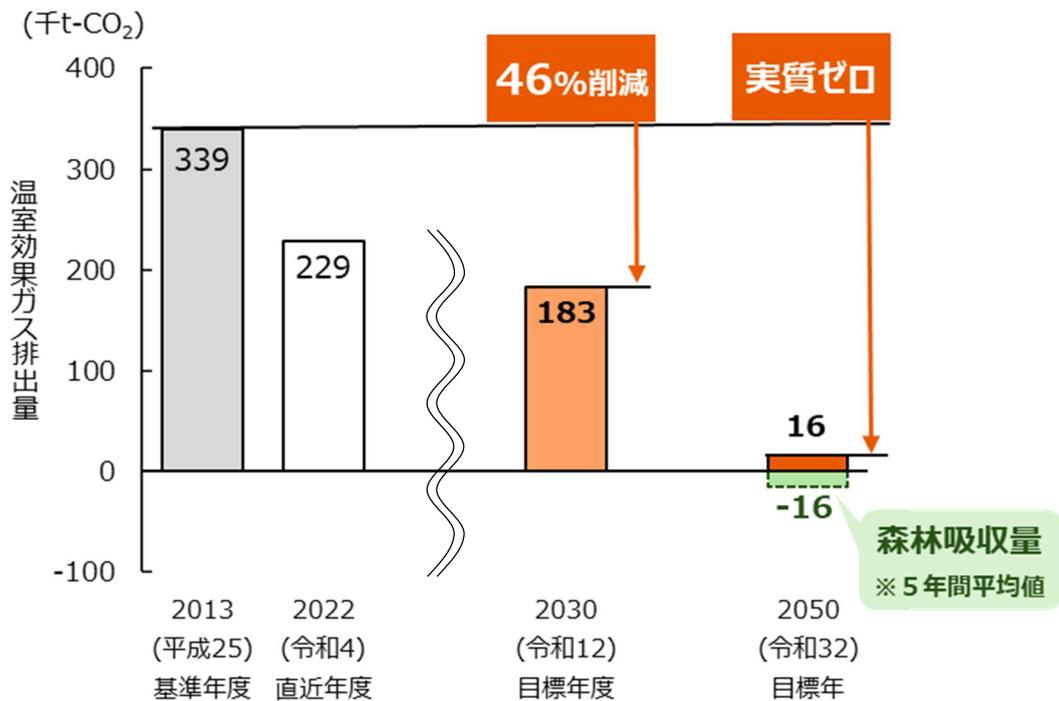
2030（令和12）年度

2013（平成25）年度比で **46%削減**

2050（令和32）年

カーボンニュートラル（二酸化炭素排出量実質ゼロ）を目指す

● 温室効果ガス削減目標



※カーボンニュートラルの実現にあたっては、再生可能エネルギーの導入量を考慮しています。

現状と課題

1 再生可能エネルギー

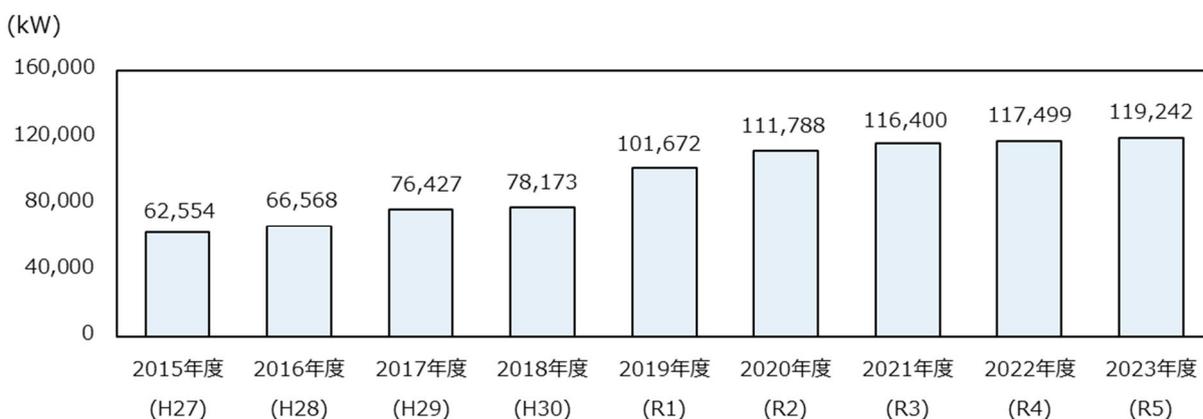
本市には、2023（令和5）年度時点で太陽光発電設備が約12万kW導入されています。国の固定価格買取制度に加え、市が実施している住宅用太陽光発電設備の設置費用補助制度の効果により、太陽光発電設備の導入が促進されていると考えられます。

また、市では、「嘉麻市における太陽光・小水力・バイオマス発電設備等導入可能性調査書（平成25年3月）」、「嘉麻市木質系バイオマス発電設備等導入可能性調査報告書（平成25年3月）」に基づき、再生可能エネルギーの導入を検討しているところです。

事業所アンケート結果によると、「太陽光発電や太陽熱利用などの自然エネルギーの活用」に「いつも取り組んでいる」または「ときどき取り組んでいる」と回答した事業所の割合は約9%、「今は取り組んでいないが、今後は取り組みたい」は約41%と、現在活用は進んでいませんが、今後活用したいと考えている事業所が多いことが分かります。

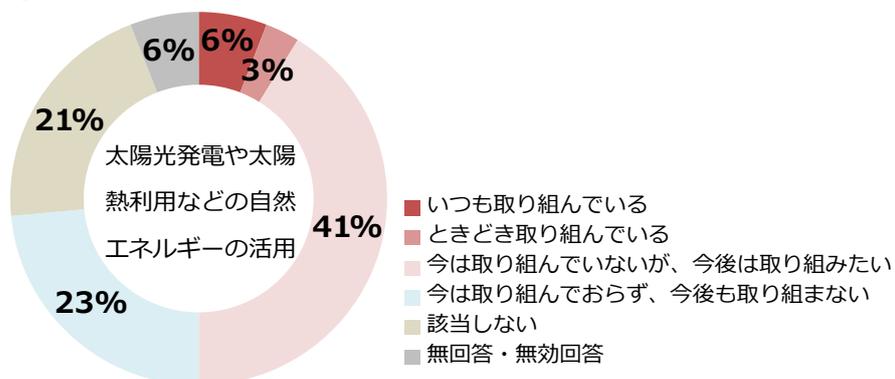
このため、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、事業所における再生可能エネルギー利活用の促進や導入支援に取り組む必要があります。

●太陽光発電設備の導入量



出典：自治体排出量カルテ（嘉麻市）FIT・FIP制度による再生可能エネルギー

●事業所アンケート



2 省エネルギー

温室効果ガスの中で、最も排出量割合が高いのは、二酸化炭素です。産業部門では工場の稼働、運輸部門では自動車の使用、家庭部門では家庭での電力使用が主な排出要因となっており、地球温暖化対策を進めるためには市民・事業者・市が協力して省エネルギーに取り組む必要があります。

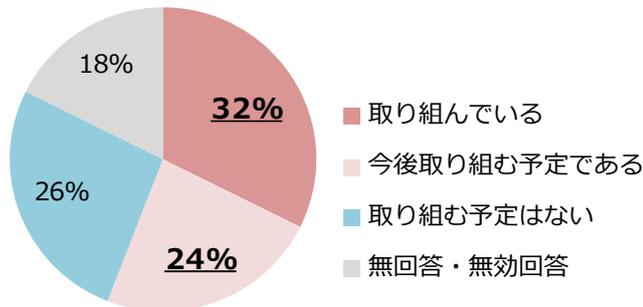
事業所アンケート結果によると、「省エネルギーに関する取組」について「いつも取り組んでいる」または「今後取り組む予定である」と回答した事業所の割合は約56%で、省エネルギー意識は高いと考えられます。一方で、「取り組む予定はない」と回答した約26%の事業所では、資金や人材の不足などが取組の実施の妨げになっています。

本市の2016（平成28）年度における1人当たりの電灯電力使用量は、2,127kWhとなっており、2014（平成26）年度の2,093kWhから増加しています。

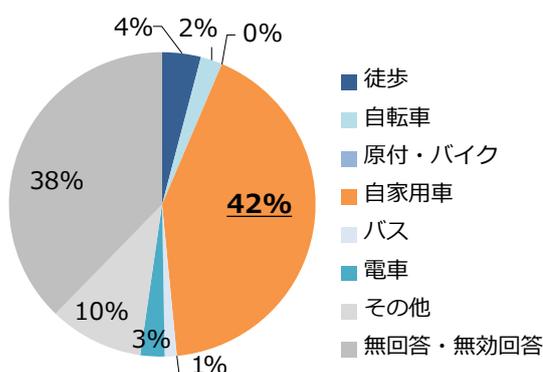
市民アンケート結果によると、「通勤・通学方法」について「自家用車」と回答した市民の割合は約42%でした。また、児童アンケート結果によると、「家の車を使わなくても移動しやすい」に「あまりそう思わない」または「そう思わない」と回答した市民の割合は約88%で、移動手段として自家用車を選択している、移動の際に自動車がないと不便だと考えている市民が多いことが分かります。

このため、事業所・家庭における省エネルギーの取組を促進するとともに、自動車の利用抑制を図ることで、市全体の二酸化炭素排出量を削減する必要があります。

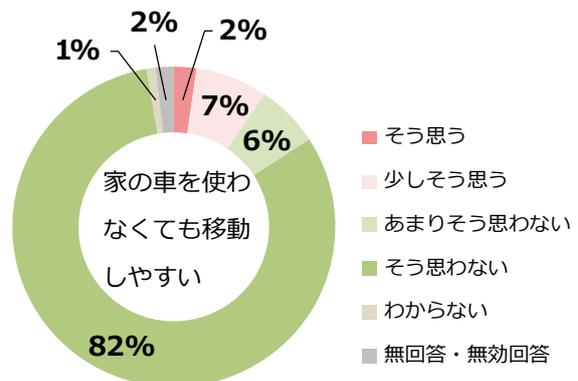
● 省エネルギーに関する取組（事業所アンケート）



● 通勤・通学方法（市民アンケート）



● 児童アンケート



3 吸収源対策と適応策

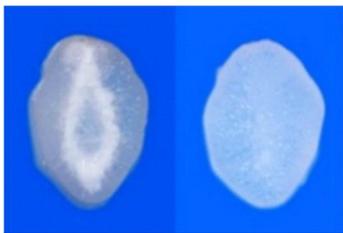
二酸化炭素の削減対策の一つに吸収源対策があります。森林や都市の緑地は、二酸化炭素の吸収源として大きな役割を果たしています。本市は、市全体の約58%を森林が占めており、貴重な吸収源となっています。

このため、間伐や植栽等を実施し、森林を適切に管理するとともに、都市の緑化を推進していくことで、二酸化炭素の吸収源を確保することが重要です。

再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの取組によって、温室効果ガス排出量を削減する取組や森林等による温室効果ガスの吸収量を増加させる吸収源対策などは「緩和策*¹」と呼ばれています。この「緩和策」に加え、気候変動の影響で既に発生している自然災害や健康被害、農業被害を回避・軽減するための「適応策*²」を実施していくことが重要です。

●気候変動による影響

しろみじゅくりゅう
【白未熟粒（左）と正常粒（右）の断面】

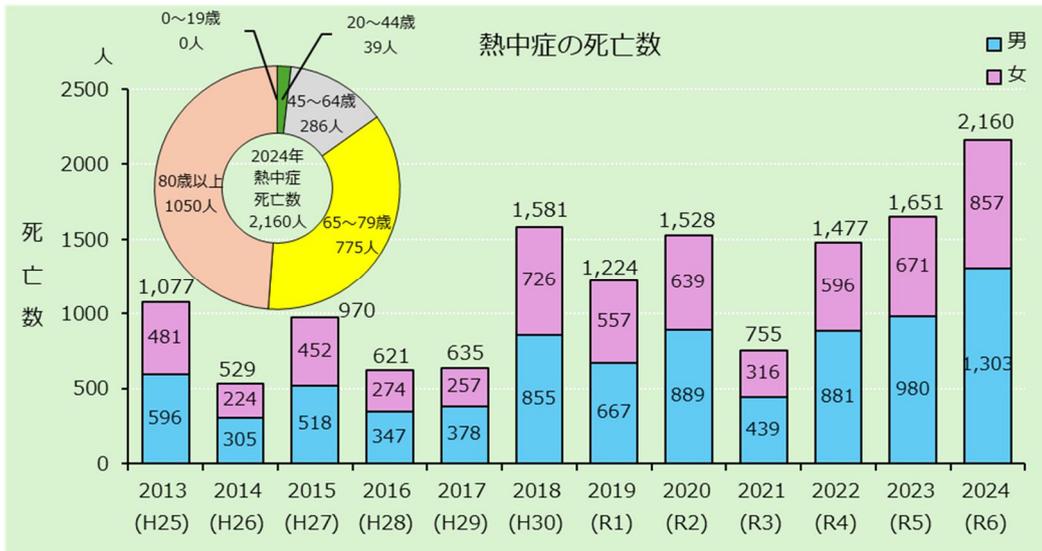


登熟期にイネが高温や寡照*³等の条件に遭遇すると、玄米が白濁し、白未熟粒が発生する割合が増加します。

出典：平成30年地球温暖化影響レポート（農林水産省）

【熱中症による死亡者数の増加】

地球温暖化に伴う気候変動により気温が上昇し、熱中症になるリスクが高くなっています。



出典：熱中症の死亡数（厚生労働省）公表資料をもとに作成

- *1 緩和策：地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減して地球温暖化を防止するための対策
- *2 適応策：人や社会、経済のシステムを調節することで、気候変動による影響を回避・軽減するための対策
- *3 寡照：日照時間が少ないこと、つまり日照不足のこと

4 循環型社会

市は、リサイクル活動団体への支援や古紙の拠点回収などを実施し、ごみの減量化・資源化を推進しています。また、不法投棄の防止にも取り組んでいます。

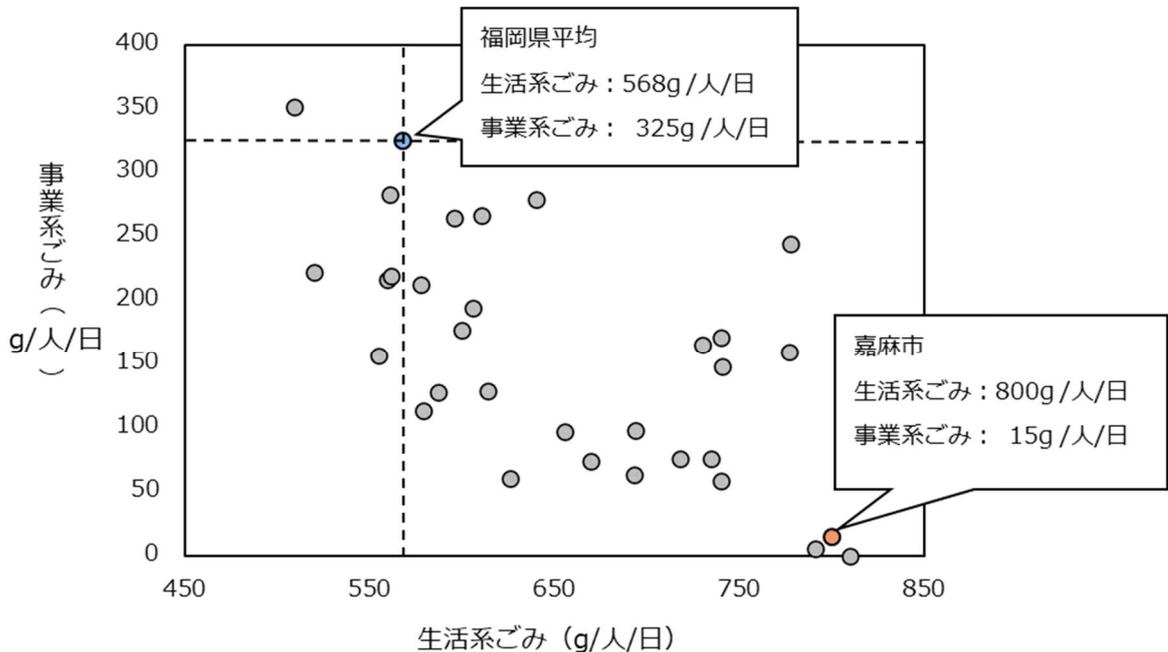
本市の1人1日当たりの生活系ごみ排出量は800g、事業系ごみ排出量は15gです。福岡県の平均と比較して、事業系ごみ排出量は少なく、生活系ごみ排出量は多くなっています。

本市のリサイクル率は2022（令和4）年度において約28%と、近隣市町と比較して高いですが、近年は低下傾向にあります。

また、近年、ポイ捨てされたプラスチック等が川や海を流れる間に小さくなり、川や海に住む生き物をはじめとする生態系に影響を与える「マイクロプラスチック問題」、食べ残しや未使用の食品など、本来食べられるのに捨てられてしまう食品である「食品ロス^{*1}」の発生などが問題となっています。市民・事業者・市それぞれの立場から「食品ロス」の削減やプラスチックごみによる河川・海洋汚染の防止に取り組むことが求められています。

このことから、市民・事業者・市が協働でごみの減量、3R+Renewable^{*2}の推進、不法投棄の防止に取り組むとともに、「マイクロプラスチック問題」や「食品ロス」などの新たな環境問題にも取り組む必要があります。

● 1人1日当たりの生活系ごみ及び事業系ごみ排出量（2023年度）



出典：一般廃棄物処理実態調査結果をもとに作成

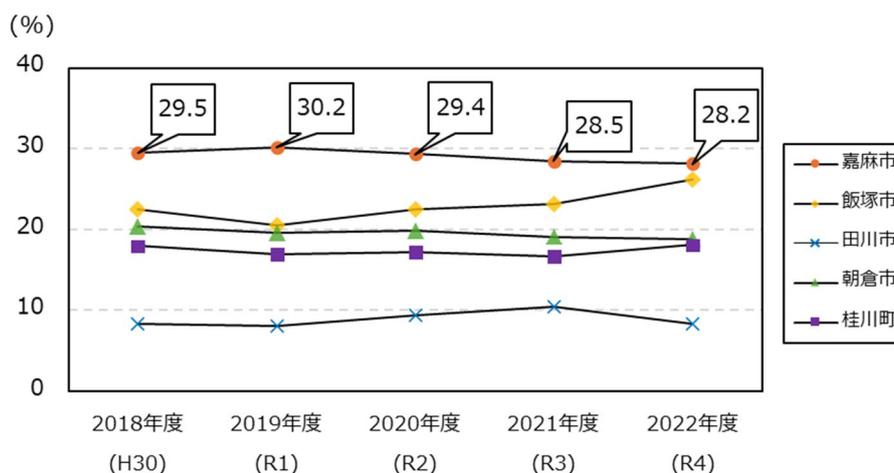
*1 **食品ロス**：売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと

*2 **3R+Renewable**：3RはReduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の総称。

リデュース⇒ごみを減らす。リユース⇒くり返し使う。リサイクル⇒資源として再利用する。

Renewable（リニューアブル）⇒再生可能な資源に替える。

● リサイクル率の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査結果をもとに作成

コラム：海洋プラスチック問題

『海洋プラスチック問題』とは？

「海洋プラスチック問題」とは、海に流出したプラスチックごみを海鳥や海の生物が誤食する等の生物への影響のことです。プラスチックの中でも5mm未満のものは「マイクロプラスチック」と呼ばれ、生物だけではなく人体への影響も懸念されています。

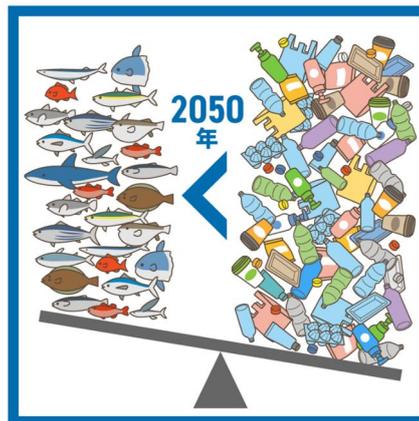


(写真提供：環境省)

広がるプラスチックの汚染状況

2019（令和元）年の世界のプラスチックごみの発生量は3億5,300万トン、うち2,200万トンが適切な処理をされずに環境中に流出したと推計¹⁾されています。

また、2050（令和32）年には、海洋プラスチックごみの量が、海にいる魚の量を上回ると推計²⁾されており、早急な対策が必要です。



1) 経済協力開発機構(OECD)が令和4年(2022年)に報告した「Global Plastics Outlook」を引用
 2) 世界経済フォーラム(WEF)が平成28年(2016年)に報告した「The New Plastics Economy: Rethinking the future of plastics」を引用

私たちにできること

- *ワンウェイのプラスチック（容器包装、レジ袋等）の使用を削減しましょう。
- *使用後のプラスチックはリサイクルしましょう。
- *ポイ捨て、不法投棄をしないようにしましょう。
- *清掃活動に参加し、河川に流れるプラスチックごみをなくしましょう。

出典：政府広報オンライン「海洋プラスチック問題の解決策」

今後の取組

1 再生可能エネルギーの利用促進

取組の方針

太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に進めるとともに、事業所における再生可能エネルギーの活用を促進します。

市の取組

○ 公共施設への再生可能エネルギーの導入

公共施設に、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーを積極的に導入します。また、レジリエンス強化のため、併せて蓄電池の導入を検討します。

○ 住宅への太陽光発電設備の導入促進

住宅に太陽光発電システムを設置する費用の一部を補助します。

○ 事業所への再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギー導入に係る補助金や関連情報を提供します。

○ 未利用資源の活用

市内で発生する廃棄物を原料に製造するバイオコックス等を燃料として有効活用するための調査研究を継続します。

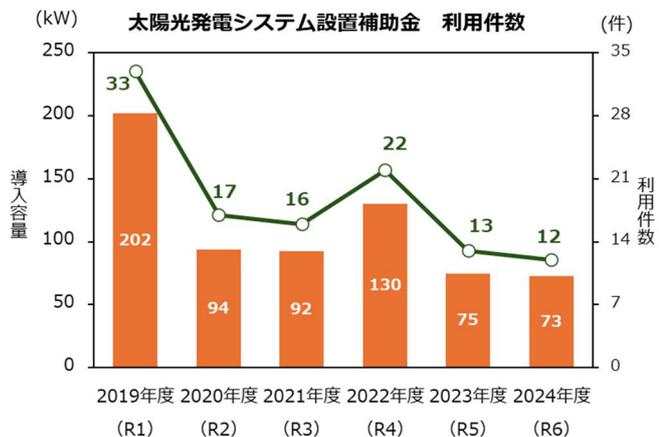
コラム：太陽光発電システム設置補助金

太陽光発電は、発電時に二酸化炭素を排出しない環境にやさしいエネルギーです。また、災害時に停電が発生した場合に非常用電源として使用することができます。

市は、環境にやさしいまちづくりと地球温暖化防止のため、住宅用太陽光発電システムを設置する方に補助金を交付しています。

補助金を活用し、積極的に太陽光発電を導入しましょう。

補助金活用実績



市民の取組 	事業者の取組 
<ul style="list-style-type: none"> ● イベントや学習会に参加し、再生可能エネルギーへの理解を深めましょう。 ● 各支援制度を活用し、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入に努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各支援制度を活用し、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入に努めましょう。 ● 有効活用されていない土地などへの太陽光発電システムの設置を検討しましょう。 ● 太陽光発電設備等を設置する時は、周辺の環境や安全に十分配慮しましょう。 ● 小水力発電、バイオマスなどの再生可能エネルギーに関する事業展開を検討しましょう。

コラム：バイオコークスとは？

バイオコークスとは？

植物性バイオマスを原料とした固形燃料で、石炭や石炭コーク等の化石資源の代替の再生可能エネルギーとして着目されています。

バイオコークスの原料となる有機資源

刈草や剪定枝といった草本系から、お茶かすやコーヒーかすといった食品廃棄物まで、光合成に起因する全ての有機資源が原料となります。

バイオコークスの利活用によるメリット

*石炭と違い原料が枯渇しない

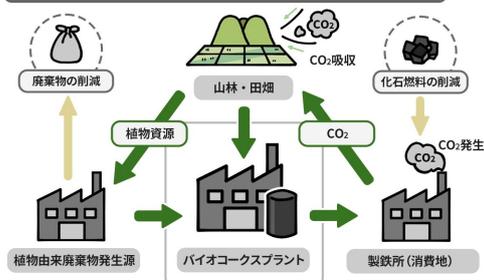
身近な原料を用いて、40分程度で製造することができます。

*環境に良い

二酸化炭素排出量を削減できるだけでなく、ごみの削減もできます。



バイオコークスの利活用による循環システム（炭素循環）



出典：・築山建材株式会社・学校法人近畿大学「バイオコークス化による未利用バイオマスの有効利用技術の開発」
https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/jigyoka/result/files/End_issue_01_h29.pdf
 ・近畿大学「再生可能エネルギー『バイオコークス』って何がすごい？焼きながら聞いてみた」
<https://kindaipicks.com/article/002143>

2 市民・事業者の排出抑制活動の促進

取組の方針

事業所における省エネルギーの取組を支援するとともに、家庭における省エネルギーを促進します。

市の取組

○ 省エネに関する情報発信

家庭・事業所で取り組める省エネ活動の内容・効果に関する情報を発信します。

○ 環境にやさしいライフスタイルの定着

省エネ性能の高い製品を選択する、近距離の移動は徒歩や自転車を利用するなど、デコ活^{*1}の取組を推進します。

○ 安全な歩道・自転車に配慮した道路整備

安全な歩道整備や自転車に配慮した道路整備を実施し、徒歩や自転車移動を促進します。

○ 自動車交通の円滑化

道路網の整備や道路の改良に取り組み、渋滞の緩和に努めます。

○ エコドライブの普及啓発

二酸化炭素や排出ガスの削減に有効とされるエコドライブの具体的な方法を紹介し、自動車の運転時における環境意識向上を目指します。

○ 次世代自動車の普及促進

電気自動車などの環境性能に優れた次世代自動車の普及を促進します。

○ 食料の地産地消

直売所への出荷要請や直売所に対する関心の向上を図り、地場産の食材の利用を促進することで、食料の輸送に伴う環境への負荷軽減に取り組みます。

○ 市の事務事業における省エネの推進

次世代自動車の率先導入や公共施設における設備機器の省エネ化を推進します。

*1 デコ活：省エネ設備・次世代自動車への買換え、断熱リフォームなど脱炭素につながる行動変容・ライフスタイルの転換を促す新しい国民運動

市民の取組 	事業者の取組 
<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅の断熱性能を向上させる製品を利用しましょう。 ● 電気自動車などの環境性能に優れた次世代自動車の購入を検討しましょう。 ● エコドライブ技術の習得に努めましょう。 ● 自動車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用しましょう。 ● 宅配ボックスの設置を進めましょう。 ● 家電製品の購入・買い替えの際は、省エネ型の製品を選択しましょう。 ● 地場産の食材を意識して購入し、地産地消に取り組みましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 断熱性能を向上させる技術・製品を利用し、工場・事務所の省エネ化を行いましょう。 ● 機器更新や新規導入の場合は、エネルギー効率の良い製品を選びましょう。 ● 省エネ診断を受けるなど、エネルギー使用の適正化を図りましょう。 ● 電気自動車などの環境性能に優れた次世代自動車の購入を検討しましょう。 ● 従業員のエコドライブ技術の習得に努めましょう。 ● 商品・製品の輸送は効率的に行い、自動車の使用頻度を減らしましょう。 ● 地場産の食材を積極的に利用し、地産地消に取り組みましょう。

コラム：エコドライブを始めよう

エコドライブとは、燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らし、地球温暖化防止に繋げる「運転技術」や「心がけ」です。また、エコドライブは、交通事故の削減に繋がります。

* ふんわりアクセル「eスタート」

最初の5秒で時速20kmが目安。少し緩やかに発進すると10%程度燃費が向上します。



* 加減速の少ない運転

速度にムラのある走り方をすると加減速の機会も多くなり、その分、市街地で2%程度、郊外で6%程度燃費が悪化します。

* 早めのアクセルオフ

エンジンプレーキを使うと、燃料の供給が停止され2%程度燃費が改善されます。

* アイドリングストップ

待ち合わせや荷物の積み下ろし等による駐停車の際は、アイドリングをやめましょう。10分間のアイドリング(エアコンOFFの場合)で、130cc程度の燃料を消費します。



出典：家庭の省エネ徹底ガイド（資源エネルギー庁）、環境省 HP

コラム：デコ活とは？

デコ活とは、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称です。二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉です。

家庭でできる脱炭素化の取組は、脱炭素化だけではなく、時間や経済的な節約にもつながります。

「デコ活」に取り組みましょう。



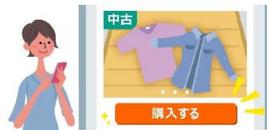
デコ活事例

エアコンの使用時間を減らす



1時間あたり**0.36kg**のCO₂削減

リユース品の衣類をオンライン（EC、フリマアプリ等）で購入する



1着あたり**9.5kg**のCO₂削減

リユース品の書籍をオンライン（EC、フリマアプリ等）で購入する



1冊あたり**3.0kg**のCO₂削減

食べ残しをしない



1日あたり**0.01kg**のCO₂削減

在宅勤務を実施する



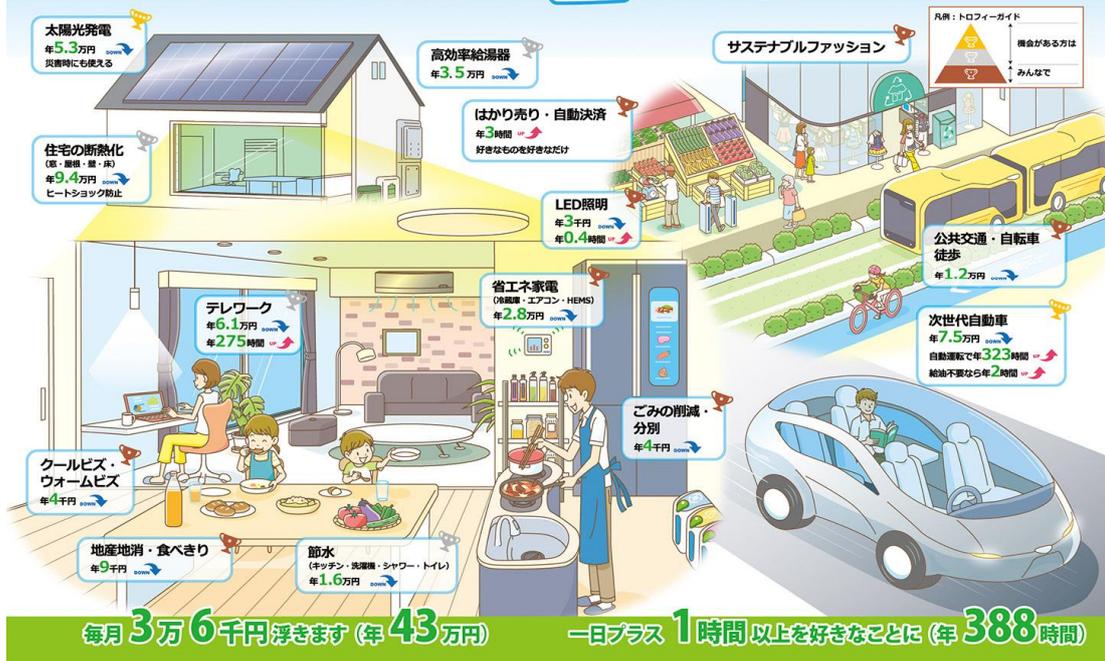
1日あたり**1.8kg**のCO₂削減

宅配便を1回目の配送で受け取る



1回あたり**0.18kg**のCO₂削減

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後



出典：デコ活（環境省 HP）

3 吸収源対策と適応策の推進

取組の方針

森林の適切な管理や都市の緑化推進により、二酸化炭素の吸収源を確保します。さらに、地球温暖化の影響を回避・軽減するための適応策を実施します。

市の取組

○ 吸収源対策の推進

森林や都市緑地の適正な管理を推進し、二酸化炭素の吸収源を維持します。

○ 防災減災体制の強化

地域防災計画に基づき、各種災害の未然防止及び発生時における被害の軽減を図ります。また、市民の防災意識の向上を図りながら、共助の核となる自主防災組織の設立を促進し、自主的な防災・減災活動等を支援します。

○ 健康被害対策の推進

地球温暖化による健康への影響として熱中症の増加やデング熱などの感染症を媒介する蚊の分布範囲拡大等が予想されるため、感染症・熱中症予防に関する情報を発信します。

○ 高温耐性品種や栽培技術の普及促進

夏季の高温条件下でも品質の高い高温耐性品種の普及に努め、温暖化に対応した栽培技術や温度管理等の情報提供を行います。

市民の取組 	事業者の取組 
<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅の緑化に努めましょう。 ● 森林や身近な緑地の保全活動に積極的に参加しましょう。 ● 嘉麻市防災マップを確認し、非常持出品の準備、避難経路及び避難場所の確認等、防災対策に取り組みましょう。 ● 感染症の仕組みを理解し、感染症予防に努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所敷地及び建物の緑化に努めましょう。 ● 森林や都市緑地の保全活動に参加しましょう。 ● 嘉麻市防災マップを確認し、非常持出品の準備、避難経路及び避難場所の確認等、防災対策に取り組みましょう。

市民の取組 	事業者の取組 
<ul style="list-style-type: none"> ● すぐにごみになるようなものは、できるだけ買わないようにしましょう。 ● マイバックを持参しましょう。 ● 水切りや堆肥化などにより生ごみの減量化に努めましょう。 ● リサイクルできる商品や詰め替えできる商品を買きましょう。 ● バザー、フリーマーケットなどを積極的に活用しましょう。 ● 不法投棄をしないようにしましょう。 ● 使い捨てプラスチック製品の使用を削減しましょう。 ● 食材の使い切りや食べ残しをしないなどの食品ロス削減に向けた取組を実践しましょう。 ● ごみを出す際は、市の分別収集のルールを守ることを徹底しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● グリーン購入に努め、廃棄物は適正に処理しましょう。 ● マイバック持参運動や簡易包装の推進に努めましょう。 ● 他業種間のネットワークをつくり、リサイクルを推進しましょう。 ● リユースしやすいように配慮した製品の製造や販売に努めましょう。 ● 不法投棄をしないようにしましょう。 ● 製造・販売方法を見直し、食品ロスを削減しましょう。

コラム：日本の食品ロス

日本における食品ロス発生量

日本では、2023（令和5）年度に**約464万トン**の食品ロスが発生したと推計されており、日本人1人当たりで換算すると、約102gで、**毎日おにぎり1個を捨てている**ことになります。大切な食べ物を無駄に捨てることは、**もったいない**だけでなく、ごみの排出量を増やすなど**環境負荷を増大**させてしまいます。普段の生活の中で、食品ロスを減らす取組を実践しましょう。



出典：政府広報オンライン「食品ロス」

賞味期限と消費期限

賞味期限は、おいしく食べることができる期限で、この期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではありません。**消費期限**は、期限を過ぎたら食べない方がよい期限です。違いを正しく理解し、必要以上に食品を捨てないようにしましょう。

※どちらも開封する前の期限を表しています。一度開封したら期限に関わらず早めに食べましょう。

出典：期限表示とは（消費者庁 HP）

指標及び目標

1 再生可能エネルギーの利用促進

指標名	基準値	現状値	目標値
太陽光発電設備（10kW 未満）の導入容量	4,575kW （令和元年度）	5,133kW （令和6年度）	5,625kW （令和12年度）

2 市民・事業者の排出抑制活動の促進

指標名	基準値	現状値	目標値
省エネに取り組んでいる事業所の割合	55.9% （令和元年度）	—	70% （令和12年度）
市域から排出される温室効果ガス（CO ₂ ）排出量	283,306 t-CO ₂ （平成29年度）	229,168 t-CO ₂ （令和4年度）	183,000 t-CO ₂ （令和12年度）
市の事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量	4,823 t-CO ₂ （令和元年度）	5,225 t-CO ₂ （令和6年度）	4,100 t-CO ₂ （令和12年度）

※2025（令和7）年度の見直し時にはアンケートを実施してないため、現状値を「—」としています。

3 吸収源対策と適応策の推進

指標名	基準値	現状値	目標値
森林整備率	47.3% （令和元年度）	69.2% （令和6年度）	78.2% （令和12年度）
自主防災組織の組織率	15.05% （令和2年度）	34.3% （令和6年度）	100% （令和12年度）

4 循環型社会の形成

指標名	基準値	現状値	目標値
1人1日当たりのごみ総排出量	839g/人/日 （令和元年度）	815g/人/日 （令和5年度）	755g/人/日 （令和12年度）

※「リサイクル率」の指標については、2023（令和5）年3月に嘉麻クリーンセンターが稼働休止となり、稼働時と同様な評価が困難となったため、2025（令和7）年度の見直し時に削除しました。

第 5 章 重点施策

1 背景・目的

人口減少は、本市にとって非常に深刻な問題です。人口減少は、「生活関連サービス（小売業・医療等）の縮小」、「空家、空地、耕作放棄地の増加」、「地域公共交通の縮小」など、私たちの生活にさまざまな影響を与えます。また、地域住民やNPO、活動団体などの「地域づくり」の担い手が不足することで、地域の共助機能の低下、地域の賑わいの低下、地域への愛着の低下などに繋がります。この結果、地域の魅力が低下し、更なる人口減少を引き起こすという悪循環が生まれる可能性があります。

すでに人口減少が進行している本市にとって、「地域づくり」を活性化させ、地域の魅力を向上させることが重要です。

「第5章 重点施策」では、「地域づくり」に関する施策を重点施策として位置付け、重点的に推進していきます。

重点施策

1 環境美化の推進

市民・事業者・市が協働で環境美化を推進し、美しいまちへ

2 安全・安心な生活環境の構築

市民にとって安全・安心な生活環境をつくり、住みやすいまちへ

3 地域資源と人材の活用

地域の魅力を知り、地域資源を活用することで、賑わいのあるまちへ

2 重点施策

1 環境美化の推進

取組の方針

地域や NPO、活動団体が実施する環境美化活動や清掃活動を支援します。また、あらゆる世代の市民や事業者の参加を促進し、環境美化に対する意識の向上を図ることで、ポイ捨てや不法投棄がなく、公園や花壇が整備された美しいまちを目指します。

取組内容

○ 環境美化月間の設定

春と秋に環境美化月間を設定し、市民・事業者・市が協働で清掃活動や身近な公園や花壇の整備などを呼びかける普及啓発活動を実施します。観光シーズンの春と秋に環境美化活動を実施することで、市外から訪れる観光客に美しいまちを PR します。

○ 環境美化事業

市内の一斉清掃や地域で実施される美化活動に対し、支援を実施します。また、市民提案型事業補助金事業を継続し、地域や NPO、活動団体が実施する環境美化活動や清掃活動を支援します。

○ 環境美化活動に関する情報発信

子どもから高齢者までのあらゆる世代の環境美化活動への参加を促進するため、市報、市ホームページ、SNS（LINE、X（旧 Twitter）、facebook）等のさまざまな媒体を活用して、環境美化活動に関する情報を発信します。



きれいにしようみんなの町

嘉麻市立小学校 生徒作品

2 安心・安全な生活環境の構築

取組の方針

防災・減災に取り組む体制の構築や適正に管理されていない空家・空地対策に取り組むことで、住みやすいまちを目指します。

取組内容

○ 空家・空地の活用促進

市内の空家・空地に関する情報、空家・空地を地域資源として活用している市内外の先進的事例を市のホームページ等で紹介し、有効活用を促進します。また、空家・空地の活用に取り組む団体・事業者等を支援します。

○ ながら防犯活動の普及啓発

「仕事」、「通勤・通学」、「買い物」、「ウォーキング」、「ジョギング」、「犬の散歩」、「花の水やり」などの、日常生活行動の中に、防犯の視点を取り入れて行動しながら、地域の「異変」、「異常」、「危険箇所」に気づき、それを防犯や交通安全等の活動に関わる人に伝えることで、犯罪を未然に防ぐ「ながら防犯」の普及啓発を推進します。

○ 自主防災組織の設立支援

出前講座の実施や「嘉麻市自主防災組織設立支援等補助金」の交付により、地域住民が自発的に連携し、災害から地域を守るために活動する自主防災組織の設立や活動を支援します。

コラム：ながら防犯活動の事例

①家に居ながら

できる日のできる時間に、家の中から登下校中の子どもたちを見守る。

朝8時、昼3時の子どもたちの登下校時間に合わせ、花の水やりや庭の掃除等の外の用事を行い、子どもたちを見守る。

②犬の散歩（わんわんパト）

愛犬のリードや腕章に「わんわんパトロール」と表示し、飼い犬を散歩させながら、地域の見守りを行う。

③ウォーキング（パトウォーク）

パトロールグッズを通勤・通学、散歩などの外出時に着用し、犯罪の抑止効果と防犯意識の高揚に繋げる。

出典：はじめよう！「ながら防犯」活動事例集（福岡県・福岡県警察・福岡県防犯協会連合会）

3 地域資源と人材の活用

取組の方針

地域資源の活用、市民・事業者等の自主的な地域づくり活動を促進することで、賑わいのあるまちを目指します。

取組内容

○ 地域を知る機会の創出

イベントや講座、ワークショップ等を開催し、市民・事業者等が地域の現状について知る機会の充実を図ります。また、市民・事業者とコミュニケーションを取ることで、表面化していない地域資源や地域課題の発見に努めます。

○ 多様な地域資源の活用

自然景観、農産物、歴史・文化財などの地域資源を活用した地域づくりを推進します。また、「モノ」だけでなく、繋がりやノウハウなどの「ヒト」に関する地域資源の活用を図ります。

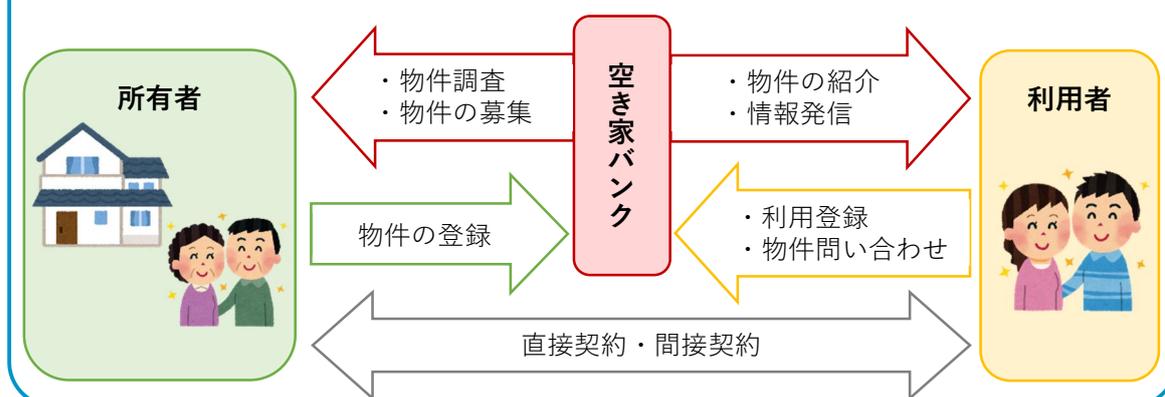
○ 自主的な地域づくりの促進

市民・事業者、NPO などの地域で活動するさまざまな主体との連携に努め、新たな担い手の育成、地域づくりの先進的な事例に関する情報の発信等により、自主的な地域づくりの取組を促進します。また、活動を行う主体同士が情報交換、マッチングできる場の確保に努め、協働の取組を促進します。

コラム：空き家バンクとは？

市内にある空家の賃貸、売却等を希望する所有者から登録の申し込みを受け、登録された空家の情報を市のホームページに公開することによって、定住などで空家の利用を希望する人に情報提供を行う制度です。

市内に空家を所有している方は、ぜひ「空き家バンク制度」をご利用ください。





嘉麻市立小学校 生徒作品



嘉麻市立小学校 生徒作品

第 6 章 事業別環境配慮指針

1 事業別環境配慮指針とは

道路や河川改修などの生活基盤整備事業は、私たちの生活に利便性の向上、安全性の確保、快適な生活環境の創出など、大きな効果をもたらします。一方でこれらの事業は、造成工事による土地の改変や施設の設置（工事段階）、設置後の施設の運営（供用段階）によって、自然環境や生活環境などにさまざまな影響を及ぼすおそれがあります。

良好な環境を保全し、形成していくためには、地域の環境特性や事業の特性に応じて、環境に配慮しつつ事業を進めていくことが重要となります。

したがって、この事業別環境配慮指針では、法令で環境影響評価の対象外となる小さな規模の事業についても、事業者、市が事業実施に当たりあらかじめ環境に配慮すべき事項として定めたものです。

なお、対象となる事業種は、公共事業を基本として設定していますが、事業者に対しても配慮すべき事項として定めています。全ての事業を網羅したものではないため、該当する事業がない場合は、事業特性に応じて適宜類似する事業に当てはめ、活用することができます。

対象となる事業種

- 道路
- 河川・水路
- 公園
- 用地造成（土地区画整理、住宅団地、流通業務団地、工業団地）
- 施設全般

2 共通事項

(1) 計画段階

- 大規模な自然改変を伴う開発は極力避け、自然環境の保全に配慮した計画となるよう努めること。
- 河川や池、地下水の水質保全に配慮した計画となるよう努めること。
- 構造物の色彩や形状については、周辺景観との調和に配慮した計画となるよう努めること。
- 環境負荷の少ない工法や材料を採用するよう努めること。
- 事業の実施に当たっては、事前に地元の地域住民に計画内容を説明するとともに、地域住民の意見の反映に努めること。
- 地球温暖化防止のため、省エネルギー設備や新エネルギー設備の導入について検討するよう努めること。
- 率先してリサイクル製品や地産製品の使用に努めること。
- 苦情などについては、迅速に対応できる体制を確立しておくこと。

(2) 工事段階

- 工事車両の走行や建設機械の稼動に伴う大気汚染、騒音・振動の発生の低減に努めること。
- 濁水の発生を可能な限り防止し、公共用水域への負荷低減に努めること。
- 地下水の保全に努めること。
- 遺跡などの埋蔵文化財を確認した場合は、直ちに関係機関との調整を図ること。
- 工事に伴って発生する廃棄物や残土の排出を抑制するとともに、発生した廃棄物や残土については適正に処理すること。
- 工事に際しては、できるだけ樹木の保全に努めること。
- 悪臭の発生防止に努めること。
- 電波障害や日照障害の発生防止に努めること。

(3) 供用段階

- 関連法令に基づき、施設の適切な維持管理に努めること。
- 施設の運用に伴う大気汚染や水質汚濁、騒音・振動、悪臭などの低減に努めること。
- 周辺環境への影響が懸念される事態が生じた場合は、早急に対策を講じること。

3 個別事項

(1) 道路

- 道路整備に際しては自然環境の保全に努めること。
- 自動車走行に伴う大気汚染、騒音・振動の影響が懸念される場合は、周辺環境の保全に必要な措置の実行に努めること。
- 道路照明などによる光害の発生防止に努めること。
- 建設廃材の再利用推進に努めること。
- 歩道を含む道路構造の改善などによる円滑かつ安全な交通体系整備に努めること。

(2) 河川・水路

- 河川・水路整備に際しては自然環境の保全に努めること。
- 堰などを設置する場合は、魚の遡上を考慮した魚道の設置に努めること。
- 水生生物の生息・生育環境を考慮し、瀬や淵などの変化に富んだ河川構造の保全・再生に努めること。
- 河川や水路の親水性の確保に努めること。

(3) 公園

- 自然環境に配慮した公園づくりに努めること。
- 自然公園においては、特に生物多様性の保全に配慮すること。
- 公園内のごみ対策に努めること。
- 再生資材やリサイクル部品を公園資材として活用するよう努めること。

(4) 用地造成（土地区画整理、住宅団地、流通業務団地、工業団地）

- 公園、緑地、雨水浸透などについてよく検討し、適切な施設配置に努めること。
- 埋め立て土による地下水汚染の防止に努めること。
- 合併処理浄化槽設置による汚水処理を検討し、生活排水による公共用水域への影響抑制に努めること。
- 断熱材や太陽エネルギーの利用など、省エネルギーの推進、自然エネルギーの活用に努めること。
- 光害の防止や安全確保のための適切な照明利用に努めること。自然環境に配慮した公園づくりに努めること。

(5) 施設全般

- 施設設置に際しては自然環境の保全に努めること。
- 周辺環境に配慮した施設計画や緑化に努めること。

- 周辺民家側の敷地境界における騒音や悪臭などの環境監視調査を実施するなど、周辺地域に与える影響の状況把握に努めること。
- 機械の稼動に伴う大気汚染、騒音・振動などの発生の低減に努めること。
- 照明などの光による生活環境や動植物への影響回避に努めること。
- エネルギーの有効利用に努めること。

第7章 計画の推進

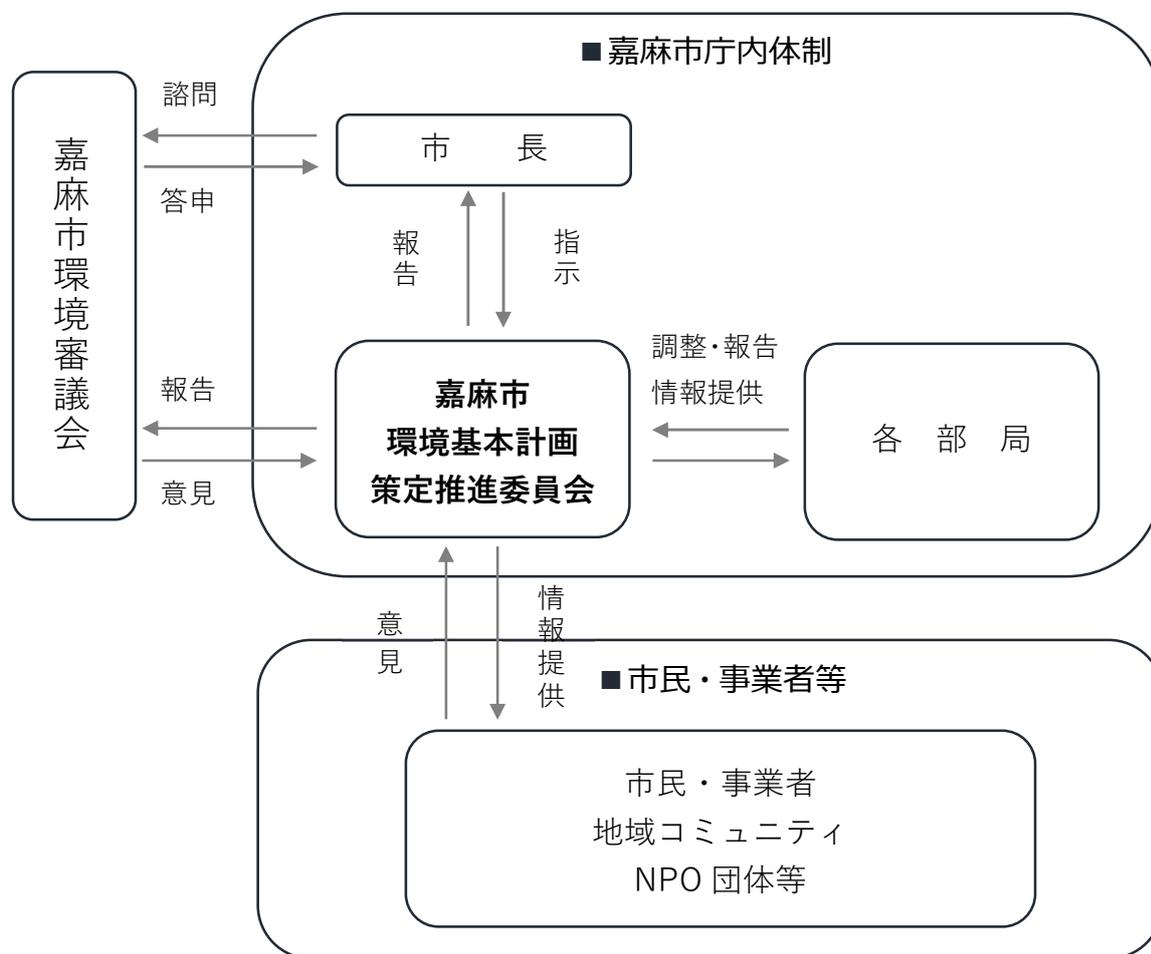
1 計画の推進体制

本市が目指す環境像の実現を最終目的として本計画の着実な推進を図るためには、市民・事業者・市がそれぞれの立場でお互いの役割を理解するとともに、自らできること、取り組むべきことを自覚して行動することが重要となります。

本計画の円滑な運用管理を行うため、庁内各部局の代表者で構成される「嘉麻市環境基本計画策定推進委員会」を設置し、本計画の進行状況や見直すべき事項などについてのデータ把握と調整を行います。

また、事務局が中心となって計画の進行管理を行い、計画の推進に反映していきます。

一方、市民・事業者などに対しても情報提供を行うとともに、必要に応じて意見を募り、計画の推進における市民参加を図ります。



2 計画の進捗管理

本計画では PDCA サイクルに基づく進捗管理を実施します。

■Plan=計画・改定

本計画に基づき、関係課において、環境保全に関する事業の企画立案を行うとともに、事業目標を設定します。

■Do=実施

本計画に基づき、関係課において事業を実施します。

■Check=点検・評価

①関係課で定めた事業目標の達成状況を把握します。

⇒本計画に基づく関係課の取組状況を点検します。

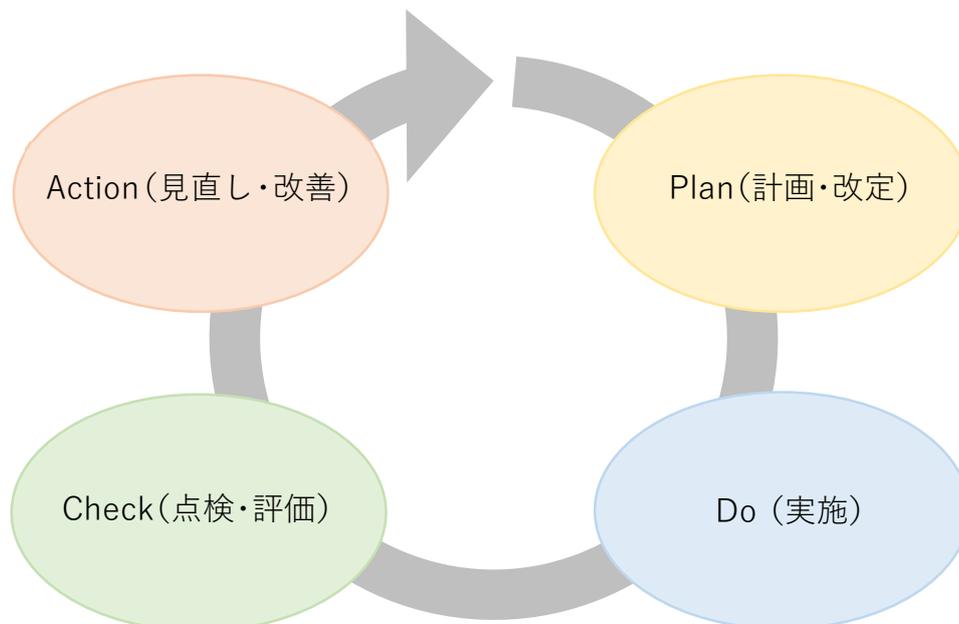
②本計画の基本施策ごとに設定した指標及び数値目標の状況を把握します。

⇒本計画の進捗状況を基本施策ごとに点検します。

また、①、②の結果をとりまとめ、公表します。

■Action=見直し・改善

点検結果をもとに、必要に応じて施策・事業の見直し・改善を行い、次年度の施策・事業に反映します。



3 指標及び目標

基本目標 1 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり

1 自然資源を活かした地域づくりの推進

指標名	基準値	現状値	目標値
市民提案型事業補助金を活用した団体数	24 団体 (令和元年度)	30 団体 (令和 6 年度)	27 団体 (令和 12 年度)
環境イベント参加者数	400 人 (令和元年度)	150 人 (令和 6 年度)	800 人 (令和 12 年度)
地域の環境に関する活動に参加している市民の割合	57.7% (令和元年度)	—	70% (令和 12 年度)

※「環境イベント参加者数」は、2025（令和 7）年度の見直し時に追加しました。

※2025（令和 7）年度の見直し時にはアンケートを実施してないため、現状値を「—」としています。

2 環境を考えて行動する人づくりの推進

指標名	基準値	現状値	目標値
市内の公民館施設で開催される講座数	18 講座 (令和元年度)	25 講座 (令和 6 年度)	18 講座 (令和 12 年度)
次世代を担う子どもへの環境教育に対する市民満足度	18.6% (令和元年度)	—	30% (令和 12 年度)

※2025（令和 7）年度の見直し時にはアンケートを実施してないため、現状値を「—」としています。

基本目標 2 自然と共生するまち

1 生物多様性の保全

指標名	基準値	現状値	目標値
シカによる被害金額	2,927 千円 (令和元年度)	100 千円 (令和 6 年度)	2,500 千円 (令和 12 年度)
耕作放棄地率	0.9% (令和元年度)	1.2% (令和 6 年度)	0% (令和 12 年度)
生物多様性の市民認知度	13.8% (令和元年度)	—	25% (令和 12 年度)

※2025（令和7）年度の見直し時にはアンケートを実施してないため、現状値を「—」としています。

2 生物多様性の持続可能な利用

指標名	基準値	現状値	目標値
自然とのふれあいの場の確保 に対する市民満足度	41.1% (令和元年度)	—	65% (令和 12 年度)
学校給食における地場産食材 の利用率	31.56% (令和元年度)	28.6% (令和 6 年度)	30%以上 (令和 12 年度)

※2025（令和7）年度の見直し時にはアンケートを実施してないため、現状値を「—」としています。

基本目標3 快適な生活が営めるまち

1 大気・音環境の保全

指標名	基準値	現状値	目標値
市バスの利用者数	102,792 人 (令和元年度)	133,074 人 (令和6年度)	120,000 人 (令和12年度)
空気のさわやかさに対する市民満足度	57.9% (令和元年度)	—	70% (令和12年度)
静けさに対する市民満足度	64.3% (令和元年度)	—	80% (令和12年度)

※2025（令和7）年度の見直し時にはアンケートを実施していないため、現状値を「—」としています。

2 水環境の保全

指標名	基準値	現状値	目標値
遠賀川における BOD 測定値	1 mg/L 以下 (令和元年度)	1 mg/L 以下 (令和6年度)	1 mg/L 以下 (令和12年度)
污水処理人口普及率	46.3% (令和元年度)	49.5% (令和6年度)	73% (令和12年度)
荒廃森林整備率	92% (令和元年度)	90.0% (令和6年度)	95.2% (令和12年度)

※2019（令和元）年度に実施された遠賀川の BOD 測定における定量下限値。定量下限値とは、ある分析方法で正確に定量できる最低濃度。

3 身近な住環境の保全

指標名	基準値	現状値	目標値
空き家バンク登録件数	10 件 (令和2年度)	30 件 (令和6年度)	100 件 (令和12年度)
公園や緑地整備の取組に対する市民満足度	32.0% (平成27年度)	34.0% (令和元年度)	70% (令和12年度)

※「公園や緑地整備の取組に対する市民満足度」は、2025（令和7）年度の見直し時にはアンケートを実施していないが、「第2次嘉麻市総合計画後期基本計画」に記載されている値を参照としました。

基本目標 4 脱炭素を実現するまち・資源が循環するまち (嘉麻市地球温暖化対策実行計画 区域施策編)

1 再生可能エネルギーの利用促進

指標名	基準値	現状値	目標値
太陽光発電設備（10kW 未満）の導入容量	4,575kW (令和元年度)	5,133kW (令和6年度)	5,625kW (令和12年度)

2 市民・事業者の排出抑制活動の促進

指標名	基準値	現状値	目標値
省エネに取り組んでいる事業所の割合	55.9% (令和元年度)	—	70% (令和12年度)
市域から排出される温室効果ガス（CO ₂ ）排出量	283,306 t-CO ₂ (平成29年度)	229,168 t-CO ₂ (令和4年度)	183,000 t-CO ₂ (令和12年度)
市の事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量	4,823 t-CO ₂ (令和元年度)	5,225 t-CO ₂ (令和6年度)	4,100 t-CO ₂ (令和12年度)

※2025（令和7）年度の見直し時にはアンケートを実施してないため、現状値を「—」としています。

3 吸収源対策と適応策の推進

指標名	基準値	現状値	目標値
森林整備率	47.3% (令和元年度)	69.2% (令和6年度)	78.2% (令和12年度)
自主防災組織の組織率	15.05% (令和2年度)	34.3% (令和6年度)	100% (令和12年度)

4 循環型社会の形成

指標名	基準値	現状値	目標値
1人1日当たりの ごみ総排出量	839g/人/日 (令和元年度)	815g/人/日 (令和5年度)	755g/人/日 (令和12年度)

※「リサイクル率」の指標については、2023（令和5）年3月に嘉麻クリーンセンターが稼働休止となり、稼働時と同様な評価が困難となったため、2025（令和7）年度の見直し時に削除しました。

資料編

資料 1 嘉麻市環境基本計画改定経緯

■改定経緯

年月日	審議会・策定委員会・作業部会
2019（令和元）年5月20日	令和元年度 第1回嘉麻市環境基本計画策定委員会
2019（令和元）年8月7日	令和元年度 第2回嘉麻市環境基本計画策定委員会
2019（令和元）年8月21日	令和元年度 第1回嘉麻市環境審議会
2020（令和2）年4月13日	令和2年度 第1回嘉麻市環境基本計画策定委員会 作業部会
2020（令和2）年6月24日	令和2年度 第1回嘉麻市環境審議会
2020（令和2）年8月3日	令和2年度 第2回嘉麻市環境基本計画策定委員会 作業部会
2020（令和2）年9月17日	令和2年度 第2回嘉麻市環境審議会
2020（令和2）年10月21日	令和2年度 第3回嘉麻市環境基本計画策定委員会 作業部会
2020（令和2）年11月6日	令和2年度 第1回嘉麻市環境基本計画策定委員会
2020（令和2）年11月19日	令和2年度 第3回嘉麻市環境審議会
2021（令和3）年1月20日	令和2年度 第2回嘉麻市環境基本計画策定委員会 [※]
	令和2年度 第4回嘉麻市環境基本計画策定委員会 作業部会 [※]
2021（令和3年） 1月28日～2月10日	令和2年度 第4回嘉麻市環境審議会 [※]
2025（令和7）年8月28日	令和7年度 第1回嘉麻市環境基本計画策定推進委員会
2025（令和7）年10月14日	令和7年度 第1回嘉麻市環境審議会
2025（令和7）年11月20日	令和7年度 第2回嘉麻市環境基本計画策定推進委員会
2026（令和8）年2月6日	令和7年度 第2回嘉麻市環境審議会

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、書面による審議とした。

■ 嘉麻市環境審議会委員

所属団体等	氏名	構成要件
近畿大学産業理工学部 生物環境化学科	会長 松本 幸三	学識経験を有するもの
市民	副会長 鳥越 晴子	公募による市民
市民	長野 美津子	公募による市民
市民	松田 クニ子	公募による市民
嘉麻市議会	豊田 一元	市長が特に必要と認める者
嘉麻市議会	岩永 利勝	市長が特に必要と認める者
福岡県嘉穂・鞍手保健福祉 環境事務所	大村 徹男	関係行政機関の職員
福岡県飯塚県土整備事務所	穂積 千絵	関係行政機関の職員
福岡県飯塚農林事務所	三浦 誠司	関係行政機関の職員
嘉麻市商工会	嶋田 尋美	公共的団体
福岡県広域森林組合 嘉飯山支店	山田 久能	公共的団体

資料2 嘉麻市環境基本条例

平成19年7月6日 条例第21号

(平成30年6月26日施行)

私たちのまち嘉麻市は、母なる遠賀川やその源流を抱く山々の豊かで美しい自然に恵まれた環境の恩恵を受けながら、個性ある伝統や文化を育み、今日までの発展を築いてきた。

しかしながら、物質的な豊かさや生活の利便ばかりを追い求める現代の社会経済活動は、資源の浪費や不用物の廃棄を繰り返し、その結果、環境への負荷を増大させ、私たちの暮らす地域の環境ばかりでなく、あらゆる生物の生存基盤である地球全体の環境をも脅かすに至っている。

もとより、恵みある健全な環境のもとで、健康で文化的な生活を営むことは、私たちの権利であるとともに、この健全な環境を次の世代に引き継ぐことは、私たちの願いであり、また責務である。

今こそ、私たちひとりひとりが、環境を守る重要な役割を担っていることを深く自覚し、人間にとって真に豊かな生活とは何かを真剣に考えるとともに、互いの力を合わせて、これらの環境問題に取り組む行動を起こさなければならない。

こうした決意のもと、私たちは、自然豊かな環境を保全し、よりよい環境を創造するとともに、人間と自然が共生できるふれあいと安心のまちづくりを進めることにより、将来にわたって持続的に発展することができる社会の実現を目指して、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然環境 大気、水、土壌及び動植物を一体として総合的にとらえたもので、人間の生存の基盤である環境をいう。
- (2) 生活環境 人の生活に関係のある環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)をいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

- (4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念により行わなければならない。

- (1) 全ての市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ承継していくこと。
- (2) 環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会を構築すること。
- (3) 多様な生態系を有する自然環境に配慮し、人間と自然との共生を図ること。
- (4) 地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることを認識し、日常生活及び事業活動において、地球環境の保全を自らの課題としてとらえ、これを積極的に推進すること。
- (5) 環境の保全及び創造に関し、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を自覚し、公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的な取組みを行うこと。

(一部改正〔平成30年条例31号〕)

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、自ら行う事業の実施に当たっては、環境の保全及び創造に配慮するとともに、環境への負荷の軽減に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、日常生活において、資源及びエネルギーの節約を図るとともに、廃棄物を適正に処理し、排出を抑制することにより、環境への負荷の軽減に努めなければならない。

- 2 市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自らの事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、これに伴う環境への負荷の軽減に努めなければならない。

- 2 事業者は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、環境の保全及び創造に関して実施される市の施策及び市民の活動に協力しなければならない。

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康が保護され、生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態で保持されること。
- (2) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が推進されることにより、環境への負荷の軽減が図られること。
- (3) 生物の多様性の確保が図られるとともに、自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (4) 良好な景観及び歴史的文化的遺産の適正な保全が図られ、自然環境との調和のとれた快適な環境が創造されること。
- (5) 環境の保全及び創造を効果的に推進するため、全ての者が協働して取り組む社会を構築すること。

(一部改正〔平成30年条例31号〕)

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、嘉麻市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、前条に定める基本方針に基づき、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (3) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ長期的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第16条に規定する嘉麻市環境審議会の意見を求めなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(一部改正〔平成30年条例31号〕)

(行動指針)

第9条 市長は、環境基本計画に基づき、市、市民及び事業者のそれぞれの役割に応じた行動指針を定め、これに基づく行動を協働して推進しなければならない。

(環境教育等の推進)

第10条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、これらの者の自発的な活動が促進されるように、環境の保全及び創造に関する教育及び学習並びに広報活動を推進するものとする。

(環境情報の提供)

第 11 条 市は、市民及び事業者とともに、環境の保全及び創造に関する情報の適切な共有が図られるように、積極的に情報の提供に努めなければならない。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 12 条 市は、市民及び事業者が行う環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように、指導、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定及び実施するに当たっては、市民及び事業者の参加の機会を確保し、これらの者の意見を施策に反映するよう努めなければならない。

(年次報告書の作成及び公表)

第 13 条 市長は、毎年、環境の現状及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等についての年次報告書を作成し、公表しなければならない。

(調査研究の実施等)

第 14 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するために必要な調査研究を実施するとともに、測定、監視、検査等の体制整備を図ることにより、環境の状況の的確な把握に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第 15 条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組について、国及び他の地方公共団体等と協力し、積極的にその推進に努めるものとする。

(一部改正〔平成 30 年条例 31 号〕)

(環境審議会の設置)

第 16 条 市の環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査し、及び審議するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、嘉麻市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項

(3) その他環境の保全及び創造に関し、市長が特に必要と認める事項

3 前項に定めるもののほか、審議会は、環境の保全及び創造に関する事項に関し、市長に建議することができる。

(一部改正〔平成 30 年条例 31 号〕)

(審議会の組織等)

第 17 条 審議会は、環境問題に関する学識経験を有する者を含む委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が、委嘱されたとき又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

4 その他審議会の運営に必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成30年条例第31号〕)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年6月26日条例第31号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

資料 3 嘉麻市環境美化条例

平成 18 年 12 月 15 日 条例第 241 号

(平成 30 年 6 月 26 日施行)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境美化の促進及びその保持を図るため、必要な事項を定めることにより、嘉麻市、市民等及び事業者等が一体となって、廃棄物の不法投棄の禁止、飼い犬のふん害を防止することにより、快適な生活環境の保持と清潔で美しい緑豊かなまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市民、旅行者その他の滞在者をいう。
- (2) 事業者等 市内において事業活動を営む者をいう。
- (3) 公共の場所 道路、公園、河川、駅周辺その他公共の用に供する場所をいう。
- (4) 所有者等 土地の所有者及び管理者をいう。
- (5) 空き地 所有者等が使用していない土地又は使用している土地であっても、使用していない土地と同様の状態にある土地をいう。
- (6) 不良状態 人が使用せず、又は適正な管理を行っていないため、雑草等(雑草、枯れ草及びこれに類する樹木をいう。)が繁茂し、放置されている状態で周囲に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる土地の状態をいう。
- (7) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- (8) 空き缶等 飲食料を収納していた容器をいう。
- (9) 吸殻等 たばこの吸殻及びチューインガムのかみかす等をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するために、次に掲げる施策を講じ、その実施について市民等、事業者等、所有者等その他関係諸団体等に対して協力を要請するとともに、住民の意識啓発に努めなければならない。

- (1) 環境美化の促進を自主的に行う団体の育成及び支援
- (2) 市民等及び事業者等の環境美化に対する意識の啓発
- (3) ごみの投棄を禁止する関係法令の周知徹底
- (4) 環境パトロールの実施

(市民等の責務)

第4条 市民等は、地域の良好な生活環境をつくるため、相互に協力して自らが積極的に生活環境の保全に努めるとともに、市が環境美化のために実施する施策に積極的に参加するよう努めなければならない。

2 市民等は、ごみの減量化及び再資源化に積極的に取り組むとともに、再生品の使用又は不用品の活用等により再利用に努めるものとする。

3 市民等は、生活環境を悪化させたときは、自らの責任において必要な措置を講じなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、事業活動を実施するに当たっては、環境の保全に支障を生じさせることのないよう十分な配慮と措置を講じなければならない。

2 事業者等は、従業員に対し環境美化意識の啓発を図るとともに、市が環境美化のために実施する施策に協力しなければならない。

第2章 環境美化の保持

(清潔の保持)

第6条 市民等、事業者等及び市内に土地又は家屋等(以下この条及び第8条において「土地等」という。)を所有し、又は管理する者は、公共の場所及びその所有又は管理する土地等を汚損する等により、生活環境を悪化させることのないよう清潔の保持に努めるとともに、その所有又は管理する土地等が廃棄物の不法投棄を誘発することのないよう清潔かつ適正に管理しなければならない。

(一部改正〔平成30年条例28号〕)

(緑化の推進)

第7条 市長は、市が設置し、又は管理する公共の場所、緑地等の施設について、緑化推進に努めなければならない。

第8条 市民等、事業者等及び所有者等は、その居住し、所有し、又は管理する土地等について、その余地に草花、樹木を植栽する等、環境美化の育成に努めなければならない。

(一部改正〔平成30年条例28号〕)

(水質保全)

第9条 何人も、河川、水路、ため池、その周辺の水質等環境の保全について特に配慮し、水質の汚濁防止に努めなければならない。

(空き地の管理)

第10条 空き地の所有者等は、当該空き地を適正かつ良好に管理し、不良状態にならないようにしなければならない。

第3章 廃棄物の不法投棄の禁止

(不法投棄の禁止)

第11条 何人も、廃棄物をみだりに放置し、又は不法に投棄してはならない。

第4章 空き缶等及び吸殻等の散乱防止

(市民等及び事業者等の責務)

第12条 市民等は、空き缶等及び吸殻等を散乱させないため、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等及び吸殻等を持ち帰り、又は回収容器に収納しなければならない。

2 事業者等のうち、容器に収納した飲食料(以下「容器飲食料」という。)を販売する者は、容器飲食料を販売する場所に回収容器を設け、空き缶等の散乱を防止し、当該回収容器を適正に管理しなければならない。

3 事業者等のうち、容器飲食料を製造する者及び容器飲食料を販売する者は、空き缶等の散乱防止のため消費者に対する啓発及び再資源化への転換に努めるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。

4 事業者等のうち、たばこ又はチューインガムを販売する者は、吸殻等の散乱防止に努めるとともに消費者に対する啓発等、市の実施する施策に協力しなければならない。

第5章 飼い犬のふん害防止

(飼い犬のふんの放置の禁止)

第13条 飼い主は、飼い犬のふんを放置してはならない。

2 飼い主は、飼い犬を散歩させる際には、ふんを処理するための用具を携帯する等し、飼い犬がふんをしたときは、直ちに、そのふんを回収しなければならない。

第6章 雑則

(立入調査)

第14条 市長は、この条例の施行に関し、必要な限度において、指定する土地に職員を立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 関係者は、正当な理由がない限り、立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(一部改正〔平成30年条例28号〕)

(指導、勧告)

第15条 市長は、市民等及び事業者等が、第6条、第10条、第11条、第12条第1項及び第2項並びに第13条の規定に違反しているとき、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(措置命令)

第16条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に正当な理由なく従わなかったときは、期限を定めて必要な措置を行うよう命ずることができる。

(公表)

第17条 市長は、前条の規定による措置命令を受けた者が、その措置命令に従わないときは、その事実を公表することができる。

(代執行)

第 18 条 市長は、第 6 条、第 10 条及び第 11 条の規定に違反し、第 16 条の規定による措置命令を受けた者が、履行期限を過ぎてもなおこれを履行しないときは、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)の規定により代執行を行い、その費用を、義務者から徴収することができる。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

第 7 章 罰則

第 20 条 第 6 条、第 10 条及び第 11 条の規定に違反し、第 16 条の規定による措置命令に従わない者は、5 万円以下の罰金に処する。

2 第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反し、第 16 条の規定による措置命令に従わない者は、3 万円以下の罰金に処する。

3 第 13 条の規定に違反し、第 16 条の規定による措置命令に従わない者は、1 万円の罰金に処する。

(一部改正〔平成 30 年条例 28 号〕)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 20 条の規定は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 26 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 4 嘉麻市自然環境保全条例

平成 19 年 12 月 26 日 条例第 32 号

(平成 30 年 6 月 26 日施行)

(目的)

第 1 条 この条例は、嘉麻市環境基本条例(平成 19 年嘉麻市条例第 21 号。以下「環境基本条例」という。)の理念にのっとり、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動を未然に防止することにより、自然環境を保全し、もって市民の安全な生活環境を守ることが目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然環境 環境基本条例第 2 条第 1 号に規定する自然環境をいう。
- (2) 生活環境 環境基本条例第 2 条第 2 号に規定する生活環境をいう。
- (3) 周辺住民 事業計画地が所在する行政区(これに隣接する行政区を含む。)の区域に居住する者をいう。
- (4) 不適正な事業活動 第 6 条第 1 項の規定による届出が必要であるにもかかわらず届出していない事業活動(届出に明示されていない事業活動を含む。)をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、自然環境の保全及び安全な生活環境を守るために必要な施策を総合的に実施しなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、自らが自然環境の保全に支障を与える行動を慎み、市の自然環境保全の施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

- 第 5 条 事業者は、周辺住民に対して自らの事業活動に関する説明を十分に行うよう努めるとともに、市の自然環境保全の施策に積極的に協力しなければならない。
- 2 事業者は、自らの事業活動を行うに当たり、常に市民の生活環境の安全に影響が生じないよう十分な注意を払うとともに、その影響が生じ、又は生じるおそれのあるときは、直ちにその防止措置を講じなければならない。

(事業計画の届出)

第 6 条 市内において、次に掲げる事業であって規則で定める規模以上のものをしようとする事業者は、事業を開始する前に当該事業に係る事業計画(以下「事業計画」という。)を市長に届け出なければならない。

- (1) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更を行う事業
- (2) 木竹を伐採する事業
- (3) 土石類を採取する事業

(4) 廃棄物の埋立て、盛土その他の土地への堆積を行う事業

(5) 資材、廃材等を集積する事業

(6) その他規則で定める事業

2 前項の規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

(1) 農地法(昭和 27 年法律第 229 号)に基づく申請が必要な事業

(2) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく申請が必要な事業

(3) その他規則で定める事業

3 第 1 項各号に掲げる事業であって規則で定める規模に満たないものを行おうとする事業者は、同項の規定による届出を行うよう努めなければならない。

4 第 1 項又は前項の規定により届出を行った事業者(以下「届出事業者」という。)は、届出後に事業計画を変更又は中止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成 30 年条例 28 号〕)

(公告及び閲覧)

第 7 条 市長は、前条第 1 項又は第 3 項の規定による届出があったときは、その旨を公告その他の方法により周知し、公告の日から 30 日間、当該届出に係る事業計画を市民の閲覧に供しなければならない。

(説明会)

第 8 条 届出事業者は、前条の閲覧期間内に周辺住民に対して当該届出に係る事業計画の説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。ただし、事業計画を中止した場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

2 届出事業者は、前項の説明会を開催するときは、市長にその旨を通知するとともに、当該説明会の開催を予定する日時、場所等を説明会開催日の 10 日前までに周辺住民に周知しなければならない。

3 届出事業者は、前条の閲覧期間内に説明会を開催できないときは、その理由を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の場合において、相当の理由があると認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、期限を付して、当該届出事業者に対し、説明会を開催するよう求めることができる。

5 届出事業者は、説明会終了後、速やかにその内容を記録した報告書を市長に提出しなければならない。

(意見書及び見解書)

第 9 条 届出事業者の事業計画に関し、生活環境に与える影響について意見を有する市民は、第 7 条に規定する公告の日から起算して 45 日を経過する日(同条の閲覧期間満了の日までに説明会が終了しない場合にあつては、当該説明会が終了した日から起算して 15 日を経過する日)までに、市長に対して意見書を提出することができる。

2 市長は、前項の意見書の提出があったときは、その要旨を記載した書面(以下「要旨」という。)を届出事業者に送付するものとする。

- 3 届出事業者は、前項の要旨の送付を受けたときは、送付を受けた日から 15 日以内に、要旨に対する見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、第 1 項及び前項の場合において、必要と認めるときは、関係機関の意見を求めることができる。
- 5 市長は、第 1 項の意見書、第 3 項の見解書又は前項の意見により、自然環境の保全のため必要と認めるときは、事業計画の変更を求めるものとする。

(不適正な事業活動の防止)

第 10 条 市長は、不適正な事業活動の早期発見及び防止のため、自然環境の変化に注意を払うよう努めるとともに、関係機関との連絡調整を行わなければならない。

- 2 市民は、不適正な事業活動の早期発見及び防止のため、できる限り周辺環境に注意を払うように努めるとともに、不適正な事業活動を発見したときは、直ちにその旨を市又は関係機関に通報するよう努めなければならない。
- 3 市長は、不適正な事業活動が行われ、又はそのおそれがあるときは、直ちに現状の調査を行わなければならない。
- 4 市長は、不適正な事業活動を確認したときは、その事業者に対して、適切な措置を講ずるよう求めなければならない。

(自然環境保全協定)

第 11 条 市長は、自然環境保全のために必要があると認めるときは、事業者との間に自然環境保全協定を締結することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、環境基本条例第 16 条に規定する嘉麻市環境審議会の意見を求めなければならない。

(報告及び立入調査)

第 12 条 市長は、不適正な事業活動の早期発見及び防止のために必要な限度において、事業者에게報告を求め、又は関係職員に当該事業に係る土地への立入調査を行わせることができる。

- 2 前項の立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び勧告)

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事業者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

- (1) 第 6 条第 1 項の規定による届出を怠り、又は届出に明示されていない事業活動を行っているとき。
- (2) 第 8 条第 1 項又は第 4 項の規定による説明会を正当な理由なく開催しないとき。
- (3) 第 9 条第 5 項の規定による事業計画の変更の求めに応じないとき。
- (4) 前条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査を正当な理由なく拒んだとき。

(一部改正〔平成 30 年条例 28 号〕)

(中止命令等)

第 14 条 市長は、不適正な事業活動を行っている事業者が第 10 条第 4 項の求めに応じないときは、当該事業者に対して、相当の期間を定めて、その行為の中止を命じ、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

- 2 事業者は、前項の規定による措置を講じた場合において、市長が必要と認めるときは、当該措置に係る検査を受けなければならない。
- 3 事業者は、前項の規定による検査を受けた措置について有効に保持しなければならない。
- 4 市長は、事業者が第 1 項の規定による命令に従わず、かつ、市民に重大な被害をもたらした場合は、安全な生活環境を守るため、当該事業者の費用を持って必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境保全監視員)

第 15 条 市長は、自然環境の保全のために必要な監視及び指導を行わせるため、自然環境保全監視員を置くことができる。

- 2 自然環境保全監視員に関し、必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成 30 年条例 28 号〕)

(公表)

第 16 条 市長は、次に掲げる場合において、特に必要と認めるときは、その内容を公表することができる。

- (1) 第 13 条の規定による勧告に従わないとき。
- (2) 第 14 条第 1 項の規定による命令に従わないとき。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 18 条 第 14 条第 1 項の規定による命令に従わない者は、100 万円以下の罰金に処する。

- 2 第 14 条第 3 項の規定に違反した者は、10 万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 18 条の規定は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

(暫定条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例(以下「暫定条例」という。)は、廃止する。
 - (1) 碓井町自然環境保護条例(平成 3 年碓井町条例第 13 号)
 - (2) 山田市自然環境保全条例(平成 10 年山田市条例第 13 号)
 - (3) 嘉穂町自然環境保護条例(平成 10 年嘉穂町条例第 16 号)

(廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、廃止前の暫定条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 施行日の前日までに、廃止前の暫定条例の規定により締結された自然環境保全協定等は、この条例の規定による自然環境保全協定とみなす。
- 5 施行日の前日までにした行為に対する附則第2項第1号及び第2号に掲げる暫定条例の罰則の適用については、なお廃止前の暫定条例の例による。

附 則(平成30年6月26日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。



第 2 次嘉麻市環境基本計画
(嘉麻市地球温暖化対策実行計画 区域施策編)

嘉麻市 環境課 環境衛生係
〒820-0292 嘉麻市岩崎 1180 番地 1
TEL : 0948-42-7428 FAX : 0948-42-7093
URL : <https://www.city.kama.lg.jp/>